

三重の財政

< 平成 21 年度財務報告書 >

平成 22 年 第 2 回

三 重 県

はじめに

平成22年度第2回の「三重の財政」を公表します。

この公表は、県民の皆様には三重県の財政状況をお知らせするためのもので、毎年2回行っているものです。

今回は、県財政の包括的な財務年次報告として、決算状況の説明にバランスシートなど発生主義的な考え方を盛り込んで、県財政の姿を総合的かつ多面的にご紹介いたします。

今後の県財政の見通しは、歳入面では、県内経済に回復の兆しがみられるものの、県税収入に多くを期待することは困難な状況にあります。

また、歳出面では、社会保障関係経費や公債費の増嵩が見込まれることから、県財政を巡る状況は一段と厳しくなっています。

さらに、財政調整基金等の基金残高についても底を尽きつつあることから、財源確保に向けた幅広い取組が必要となっています。

このような状況の中、平成22年度は、県内の厳しい雇用経済情勢を踏まえて、引き続き緊急雇用・経済対策に切れ目なく取り組むとともに、「県民しあわせプラン・第二次戦略計画」の総仕上げとして、「重点的な取組」や各施策の目標達成に向けた取組を着実に推進するため、「選択と集中」を図りながら、行政運営を進めていきます。

この公表を通じて、県民の皆様には、県の財政運営のあらましをご理解いただき、県政の発展のため、より一層のご協力をお願い申し上げます。

平成22年10月

三重県知事 聖名昭彦

目 次

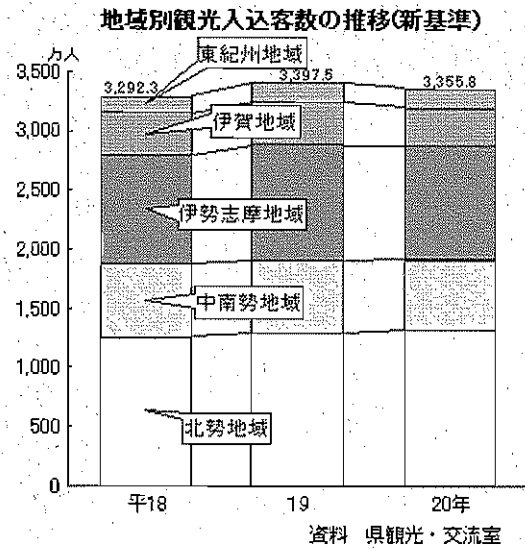
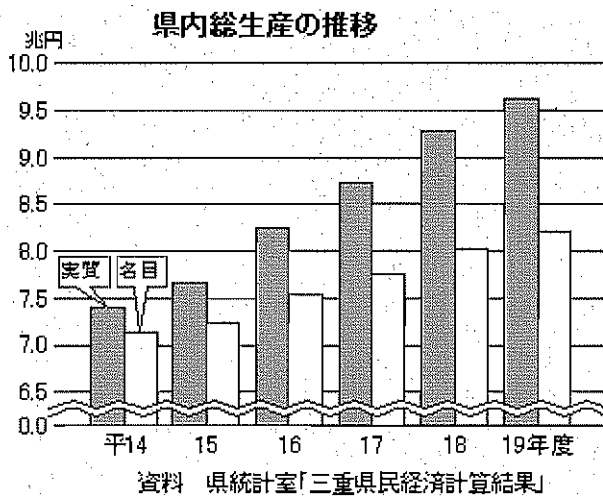
第 1	三重県のプロフィール	1
第 2	平成21年度一般会計・特別会計歳入歳出決算のあらまし	3
1	全体の概要	3
2	一般会計の決算内容	6
3	特別会計の決算内容	15
4	一般会計・特別会計の収支	19
5	財産に関する内容	21
第 3	県債及び一時借入金の状況（普通会計）	25
第 4	財政指標	28
1	健全化判断比率等の状況	28
2	財政指標の活用による財政状況の把握	37
第 5	平成21年度財務書類 4 表（普通会計）	43
第 6	資産カルテ（平成21年度決算）	59
第 7	平成22年度予算の執行状況	67
第 8	企業会計決算の状況	69
	【参考】平成21年度普通会計決算の概要	80
	巻末資料編	83

第1 三重県のプロフィール

1 位置と地勢

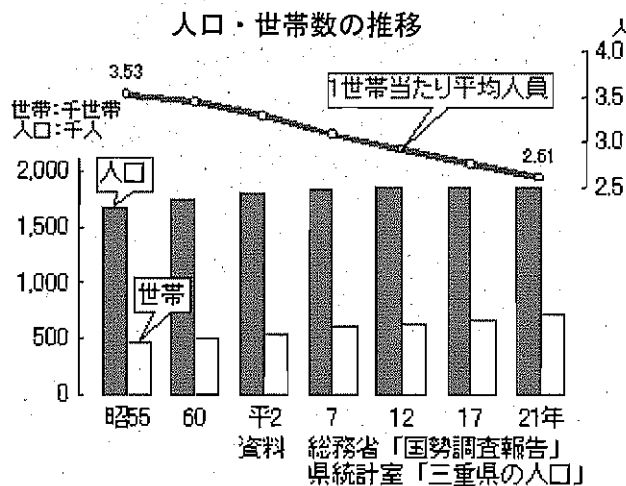
三重県は、日本列島のほぼ中央に位置し、東西約 80 km、南北約 170 kmの南北に細長い県土を持っています。

また、北部は商工業が盛んな地域である一方、南部は伊勢志摩国立公園や世界遺産熊野古道などの地域資源を有し、都市的機能と豊かな自然とのバランスがとれた地域となっています。



2 人口と面積

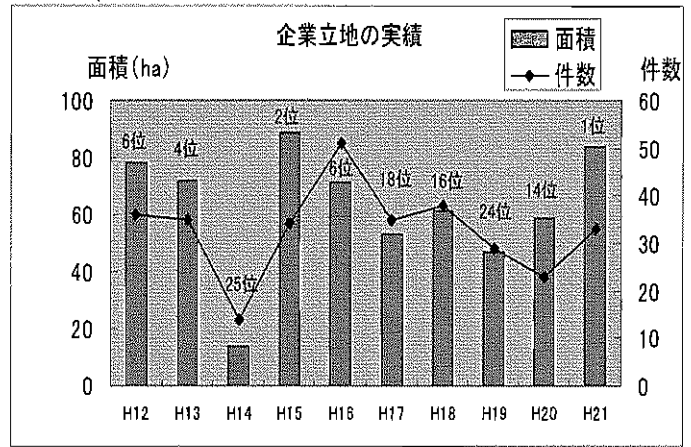
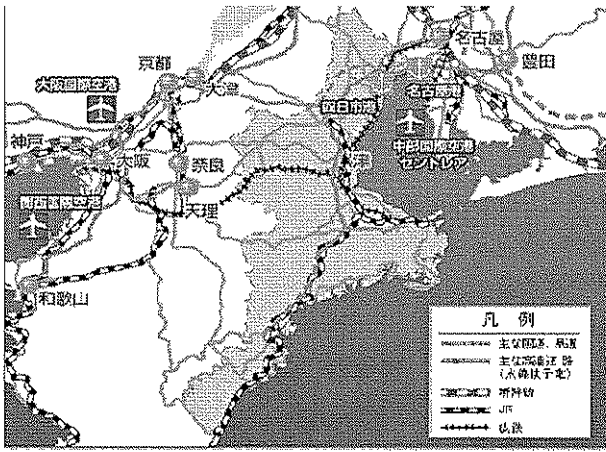
平成 21 年の推計人口は、約 187 万人で、都道府県別の全国順位は 22 番目の多さになっています。また、面積は 5,777.19 km²で、全国順位は 25 番目の広さになっています。



3 交通アクセス

三重県は、中部圏と近畿圏の両方に属していることもあり、鉄道のほか、東名阪自動車道や第二名神高速道路などの高速道路、幹線国道が充実し、二大都市圏へのアクセスが大変便利になっています。

また、四日市港、中部国際空港など海外からのアクセスも充実しています。



例えば、津市から大阪市までは、自動車では約2時間、鉄道では約1時間30分、名古屋市までは、自動車では約1時間、鉄道では約50分となっています。

このようなアクセスの良さもあって、平成5年から平成20年までの間に、三重県内において取得された企業の工場用地（千m²以上）の面積は、10,258千m²となり、全国に占める割合は約3.7%（全国9位）となっています。

4 産業

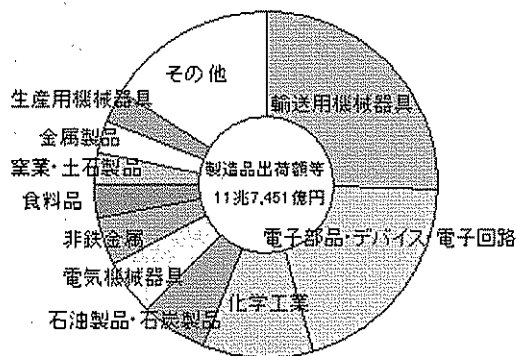
三重県は、国内でも有数の石油化学コンビナートを有するとともに、半導体、液晶、自動車などの先端産業が発達しています。

こうした状況は統計面でも現れています。平成20年工業統計調査によると、平成20年12月31日現在の製造品出荷額等は11兆7,451億円で、全国9位の規模となっています。

また、農林水産業では、なばな、モロヘイヤ、茶などの生産量が全国的にも上位にあり、伊勢エビやカツオなどの漁獲量も多く、自然に恵まれた本県ならではの特性となっています。

なお、平成19年度の1人当たりの県民所得は、322万9千円で前年度より1.8%増加しており、全国5位と高い水準にあります。

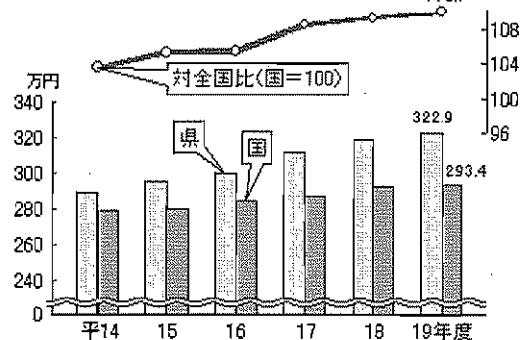
製造品出荷額等（平成20年）



資料 県統計室「三重の工業」

【全国9位】

1人当たり分配所得の推移



資料 県統計室「三重県民経済計算結果」

【全国5位】

第2 平成 21 年度 一般会計・特別会計歳入歳出決算のあらまし

1 全体の概要

(1) 歳入

歳入総額は、一般会計^注7,720億円(借換債除き7,576億円)、特別会計^注241億円(借換債除き234億円)で、合わせて7,961億円(借換債除き7,810億円)となり、借換債を除くと、前年度に比べ一般会計は、554億円、7.9%増加、特別会計は、19億円、7.5%減少しています。

(単位:億円)

区 分	予算現額(A)	歳入総額(B)	差(A-B)	(参考)		
				収入未済額注	不納欠損額注	
一般会計	20年度	7,682	7,486	196	93	5
	21年度	8,014	7,720	293	97	5
	増減額	332	234	98	4	0
	増減率	4.3%	3.1%	49.9%	3.9%	5.2%
特別会計	20年度	290	272	17	38	0
	21年度	259	241	18	37	0
	増減額	△31	△31	1	△0	0
	増減率	△10.6%	△11.4%	3.0%	△0.3%	16.7%
合計	20年度	7,971	7,758	213	131	5
	21年度	8,273	7,961	311	134	6
	増減額	301	203	98	4	0
	増減率	3.8%	2.6%	46.1%	2.7%	5.5%

*それぞれの金額を四捨五入しているため、合計等が合わない場合があります。

【借換債除きベース】

(単位:億円)

区 分	予算現額(A)	歳入総額(B)	差(A-B)	(参考)		
				収入未済額注	不納欠損額注	
一般会計	20年度	7,218	7,023	196	93	5
	21年度	7,870	7,576	293	97	5
	増減額	651	554	98	4	0
	増減率	9.0%	7.9%	49.9%	3.9%	5.2%
特別会計	20年度	270	253	17	38	0
	21年度	252	234	18	37	0
	増減額	△18	△19	1	△0	0
	増減率	△6.8%	△7.5%	3.0%	△0.3%	16.7%
合計	20年度	7,488	7,275	213	131	5
	21年度	8,121	7,810	311	134	6
	増減額	633	535	98	4	0
	増減率	8.4%	7.3%	46.1%	2.7%	5.5%

(2) 歳 出

歳出総額は、一般会計 7,546 億円(借換債除き 7,402 億円)、特別会計 204 億円(借換債除き 197 億円)で、合わせて 7,751 億円(借換債除き 7,599 億円)となり、借換債を除くと、前年度に比べ一般会計は、555 億円、8.1%増加、特別会計は、20 億円、9.4%減少しています。

(単位:億円)

区 分	予算現額(A)	歳出総額(B)	差(A-B)	差(A-B)の内訳		
				翌年度繰越額	不 用 額	
一 般 会 計	20年度	7,682	7,311	371	326	45
	21年度	8,014	7,546	467	405	62
	増減額	332	235	97	79	17
	増減率	4.3%	3.2%	26.0%	24.3%	38.9%
特 別 会 計	20年度	290	237	53	19	33
	21年度	259	204	55	39	16
	増減額	△ 31	△ 33	2	20	△ 18
	増減率	△10.6%	△13.8%	3.8%	102.0%	△53.1%
合 計	20年度	7,971	7,548	423	345	78
	21年度	8,273	7,751	522	444	78
	増減額	301	203	99	99	△ 0
	増減率	3.8%	2.7%	23.3%	28.6%	△0.5%

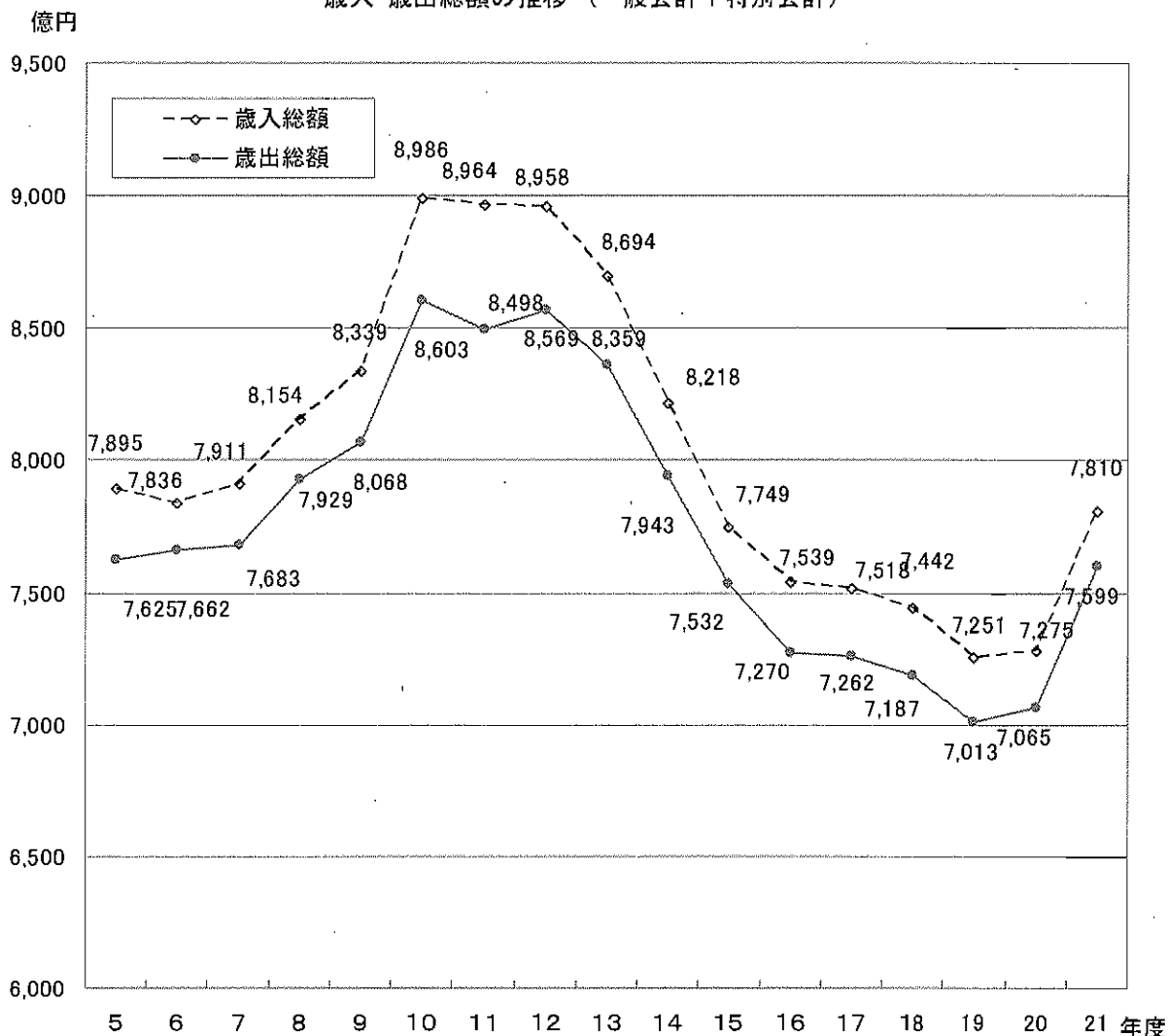
*それぞれの金額を四捨五入しているため、合計等が合わない場合があります。

【借換債除きベース】

(単位:億円)

区 分	予算現額(A)	歳出総額(B)	差(A-B)	差(A-B)の内訳		
				翌年度繰越額	不 用 額	
一 般 会 計	20年度	7,218	6,848	371	326	45
	21年度	7,870	7,402	467	405	62
	増減額	651	555	97	79	17
	増減率	9.0%	8.1%	26.0%	24.3%	38.9%
特 別 会 計	20年度	270	217	53	19	33
	21年度	252	197	55	39	16
	増減額	△ 18	△ 20	2	20	△ 18
	増減率	△6.8%	△9.4%	3.8%	102.0%	△53.1%
合 計	20年度	7,488	7,065	423	345	78
	21年度	8,121	7,599	522	444	78
	増減額	633	534	99	99	△ 0
	増減率	8.4%	7.6%	23.3%	28.6%	△0.5%

歳入・歳出総額の推移（一般会計+特別会計）



* 歳入、歳出規模からは、借換債分を除いている。

国の緊急経済対策による公共事業等の事業量の増加にともない、歳入総額、歳出総額は平成10年度～12年度にピークを迎えましたが、景気の低迷や三位一体改革による地方交付税などの財源圧縮、また、投資的経費の縮減などにより年々減少しています。平成20年度からは、国の景気対策に伴い増加に転じ、平成21年度は国の雇用・経済対策に伴う国庫支出金の増加(地域活性化・公共投資臨時交付金 +126億円(皆増)等)や、「緊急雇用創出事業臨時特例基金(+64億円)」等の積立により歳入、歳出とも大きく増加しています。

用語の説明

・一般会計、特別会計

一般会計とは、地方公共団体の会計の基本的なもので、下記の特別会計に属しないすべての歳入、歳出を経理する会計のこと。

特別会計とは、地方公共団体が特定の事業を行うにあたって、一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に、各団体の条例で別個に設置された会計のこと。

・収入未済額

地方公共団体が歳入を徴収しようとする際に、調定(予定される収入金額を決定する行為)を行ったにもかかわらず、出納閉鎖日までに収納されなかった金額。この収納未済金は翌年度に繰り越され、引き続き督促等を行い徴収に努めることとなる。

・不納欠損額

調定した歳入が、督促等を行ったにもかかわらず納付されずに時効が到来してしまったものなどについて、損失として処分を行った金額。

2 一般会計の決算内容

(1) 歳入

ア 概要

歳入総額は7,720億円(借換債除きで7,576億円)で、借換債を除くと、前年度に比べ554億円、7.9%の増(H20:7,023億円→H21:7,576億円)となっています。

歳入予算額との比較では、293億円の減収(昨年度196億円の減収)となっています。

これは、事業繰越により、国庫支出金や県債等が翌年度に収入されることによるものです(繰越に伴う主な未収入特定財源^注:国庫支出金203億円、県債36億円)

(単位:百万円)

科 目	20年度	21年度	対前年比較	
			増減額	伸び率
県 税	267,426	209,447	△ 57,979	△ 21.7%
地方消費税清算金 [*]	32,112	34,709	2,596	8.1%
地方譲与税	3,408	12,817	9,409	276.1%
地方特例交付金 [*]	4,360	2,700	△ 1,659	△ 38.1%
地方交付税	122,402	129,180	6,778	5.5%
交通安全対策特別交付金	694	704	10	1.5%
分担金及び負担金	4,311	3,879	△ 432	△ 10.0%
使用料及び手数料	9,914	9,882	△ 33	△ 0.3%
国庫支出金	82,053	131,095	49,042	59.8%
財産収入	1,278	1,313	35	2.7%
寄附金	3	9	6	236.4%
繰入金	17,025	17,849	825	4.8%
繰越金	16,774	15,905	△ 869	△ 5.2%
諸収入	23,711	22,971	△ 740	△ 3.1%
県 債	(116,805)	(165,173)	(48,369)	(41.4%)
合 計	748,626	772,040	23,414	3.1%

* () は、借換債を除く実質的なベースで計上しています。

* それぞれの金額を四捨五入しているため、合計等が合わない場合があります。

イ 増減の主なもの

・ 県税収入(対前年度580億円、21.7%減、H20:2,674億円→H21:2,094億円)は、昨年度から大幅な減少となりました。これは、一昨年秋以降の米国発の世界的な経済危機の影響から、企業収益が大きく悪化したことに伴い法人二税(法人事業税、法人県民税)等が減収になったことなどによるものです。

- ・ 法人事業税 (H20:747億円→H21:304億円 443億円、59.3%減)
- ・ 法人県民税 (H20:124億円→H21:68億円 56億円、45.4%減)
- ・ 個人県民税 (H20:678億円→H21:671億円 7億円、1.1%減)
- ・ 自動車取得税 (H20:73億円→H21:44億円 29億円、39.9%減)
- ・ 軽油引取税 (H20:222億円→H21:214億円 8億円、3.5%減)

・ 地方譲与税(対前年度94億円、276.1%増、H20:34億円→H21:128億円)は、地方法人特別譲与税^注の創設により増加しています。

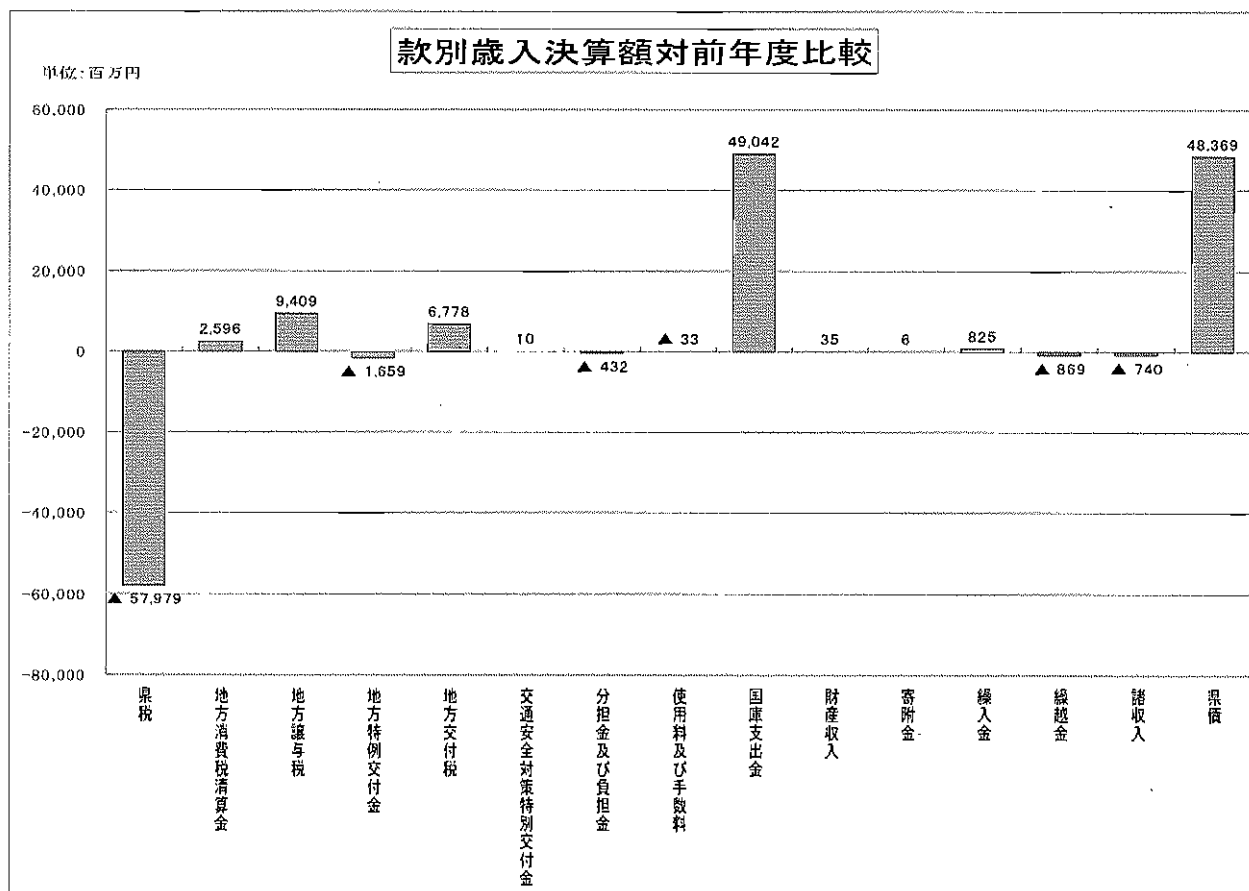
・ **地方特例交付金**^注 (対前年度 17 億円、38.1%減、H20 : 44 億円→H21 : 27 億円) は、平成 20 年 4 月の 1 ヶ月間失効した軽油引取税等の暫定税率分に係る減収を補てんするため、臨時的に創設された「地方税等減収補てん臨時交付金」が平成 20 年度限りの措置であったこと等により減少しています。

・ **地方交付税** (対前年度 68 億円、5.5%増、H20 : 1,224 億円→H21 : 1,292 億円) は、政府の経済対策に基づく地方交付税 1 兆円増額に対応して、基準財政需要額において「地域雇用創出推進費」が新設されたことや基準財政収入額が減少したこと等により増加しています。

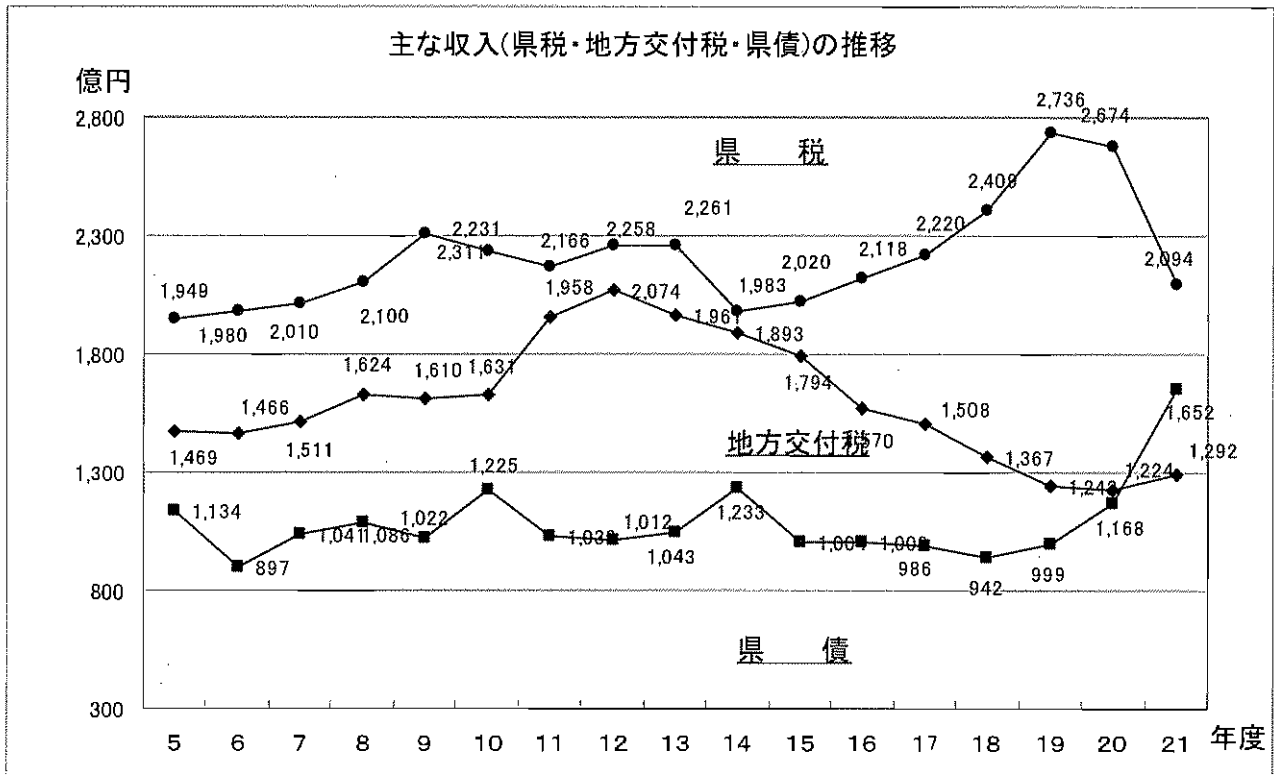
・ **国庫支出金** (対前年度 490 億円、59.8%増、H20 : 821 億円→H21 : 1,311 億円) は、国の雇用・経済対策に対応し、「地域活性化・公共投資臨時交付金」等の臨時交付金を受け入れたことにより増加しています。

・ **繰入金**^注 (対前年度 8 億円、4.8%増、H20 : 170 億円→H21 : 178 億円) は、国の雇用・経済対策に対応して造成した「緊急雇用創出事業臨時特例基金」等を取り崩したことなどにより増加しています。

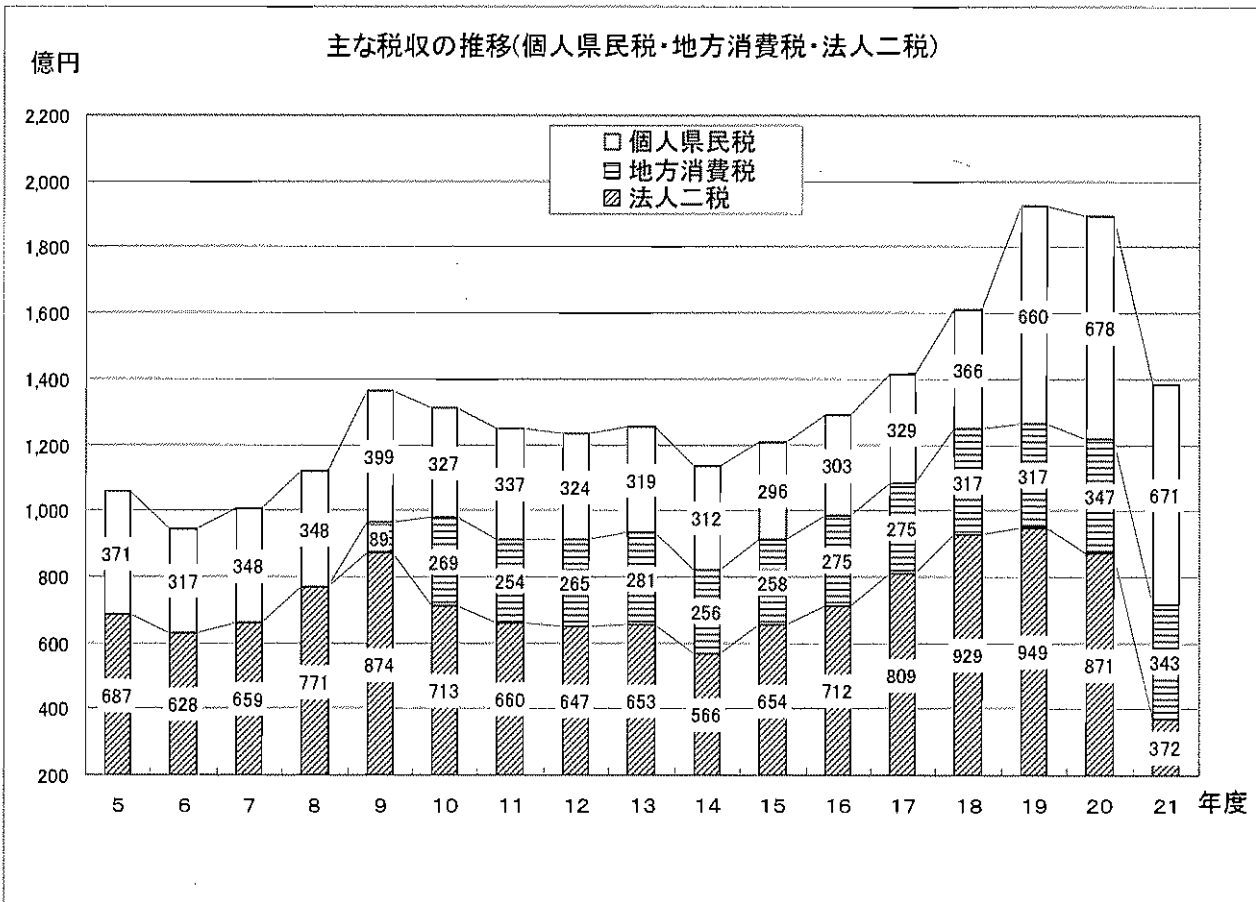
・ **県債** (対前年度 164 億円、10.1%増、H20 : 1,632 億円→H21 : 1,796 億円) は、退職手当債や県税の減収分を補てんする減収補てん債、臨時財政対策債の増等により増加しています。
(借換債を除く県債 対前年度 484 億円、41.4%増、H20 : 1,168 億円→H21 : 1,652 億円)



* 県債は、借換債を除く実質的なベースで計上しています。



* 県債は、借換債を除く実質的なベースで計上しています。



ウ 収入未済額・不納欠損額

収入未済額は 97 億円（対前年度 4 億円、3.9%増、H20：93 億円→H21：97 億円）に増加しています。

不納欠損額は 5 億円（対前年度 3,000 万円、5.2%増、H20：5.2 億円→H21：5.5 億円）で横ばいとなっています。

用語の説明

・未収入特定財源

予算の繰越手続により経費の一部を翌年度に繰り越して使用する場合には、これに見合った財源も翌年度に繰り越さなければならないこととされている。この財源としては、当該年度の一般財源（県税、地方交付税など使途が特定されておらず、どのような経費にも使用できるもの）や収入済みの特定財源（使途が特定されているもの）のほか、当該年度には収入されていないが、翌年度に収入することが確実な未収入特定財源が認められている。

・地方法人特別譲与税

平成20年の税制改正により、地域間の税源偏在の是正に対応するため、消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの間の暫定措置として、法人事業税の一部を分離し、新たに地方法人特別税及び地方法人特別譲与税が創設された。

地方法人特別譲与税は、国税である地方法人特別税を都道府県が法人事業税と併せて徴収し国へ払い込み、人口と従業員数で按分した額が国から都道府県に譲与されるものである。

・地方特例交付金

平成21年度における地方特例交付金には「児童手当特例交付金」、「減収補てん特例交付金」、「特別交付金」がある。

「児童手当特例交付金」は、平成18年度及び平成19年度における児童手当の制度拡充に伴う地方負担の増加に対応するために交付されるもの。

「減収補てん特例交付金」は、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う地方公共団体の減収を補てんするために交付されるもの。

「特別交付金」は、平成11年度から実施されている恒久的な減税に伴う地方税の減収の一部を補てんするため、地方税の代替的性格を有する財源として国から交付されていた「減税補てん特例交付金」が平成18年度をもって廃止されるに伴い経過措置として設けられたもの。

・繰入金

事業遂行に必要な財源が不足する場合などに、必要に応じて資金を繰り入れるもので、一般会計、特別会計間相互の繰入金と基金からの繰入金の2種類がある。

・地方消費税清算金

都道府県は、地方消費税額に相当する額について、消費に関連した基準によって都道府県間において清算（地方消費税清算金）する仕組みとなっている。また、地方消費税は都道府県税であるが、税収入の1/2は「地方消費税交付金」として市町村に交付される。

(2) 歳 出 ア 概 要

歳出総額は7,546億円(借換債除きで7,402億円)で、借換債を除くと、前年度に比べ555億円、8.1%の増(H20:6,848億円→H21:7,402億円)と、前年度に比べ増加しています。

歳出予算額との比較では、467億円の差額(昨年度371億円の差額)が生じています。

これは、年度内に支出が終わらず翌年度に繰り越された事業費と、執行されずに残った不用額によるものです。

(単位:百万円)

科 目	20年度	21年度	対前年比較	
			増減額	伸び率
議 会 費	1,561	1,490	△ 71	△ 4.5%
総 務 費	47,997	63,910	15,913	33.2%
民 生 費	76,218	97,687	21,469	28.2%
衛 生 費	28,835	36,347	7,512	26.0%
労 働 費	9,476	13,536	4,060	42.8%
農 林 水 産 業 費	37,826	42,086	4,260	11.3%
商 工 費	15,324	11,962	△ 3,362	△ 21.9%
土 木 費	99,115	99,250	135	0.1%
警 察 費	39,386	41,480	2,094	5.3%
教 育 費	177,232	177,847	615	0.3%
災 害 復 旧 費	1,631	2,944	1,313	80.5%
	(92,541)	(91,336)	(△1,205)	(△1.3%)
公 債 費	138,891	105,742	△ 33,149	△ 23.9%
諸 支 出 金	57,618	60,351	2,734	4.7%
	(684,760)	(740,227)	(55,467)	(8.1%)
合 計	731,110	754,633	23,523	3.2%

* () は、借換債の発行を伴う償還を除く実質的なベースで計上しています。

* それぞれの金額を四捨五入しているため、合計等が合わない場合があります。

イ 増減の主なもの

・総務費(対前年度159億円、33.2%増、H20:480億円→H21:639億円)は、急激な経済情勢の悪化により法人二税を中心に大幅な減収となったことに伴い、中間申告等により納付された法人二税の還付金(県税過誤納金等還付金)が大幅に増加したこと(賦課調査費 対前年度89億円、113.3%増 H20:78億円→H21:167億円)などにより増加しています。

・民生費(対前年度215億円、28.2%増、H20:762億円→H21:977億円)は、介護職員処遇改善等臨時特例基金事業費(対前年度 皆増 H21:82億円)などで増加しています。

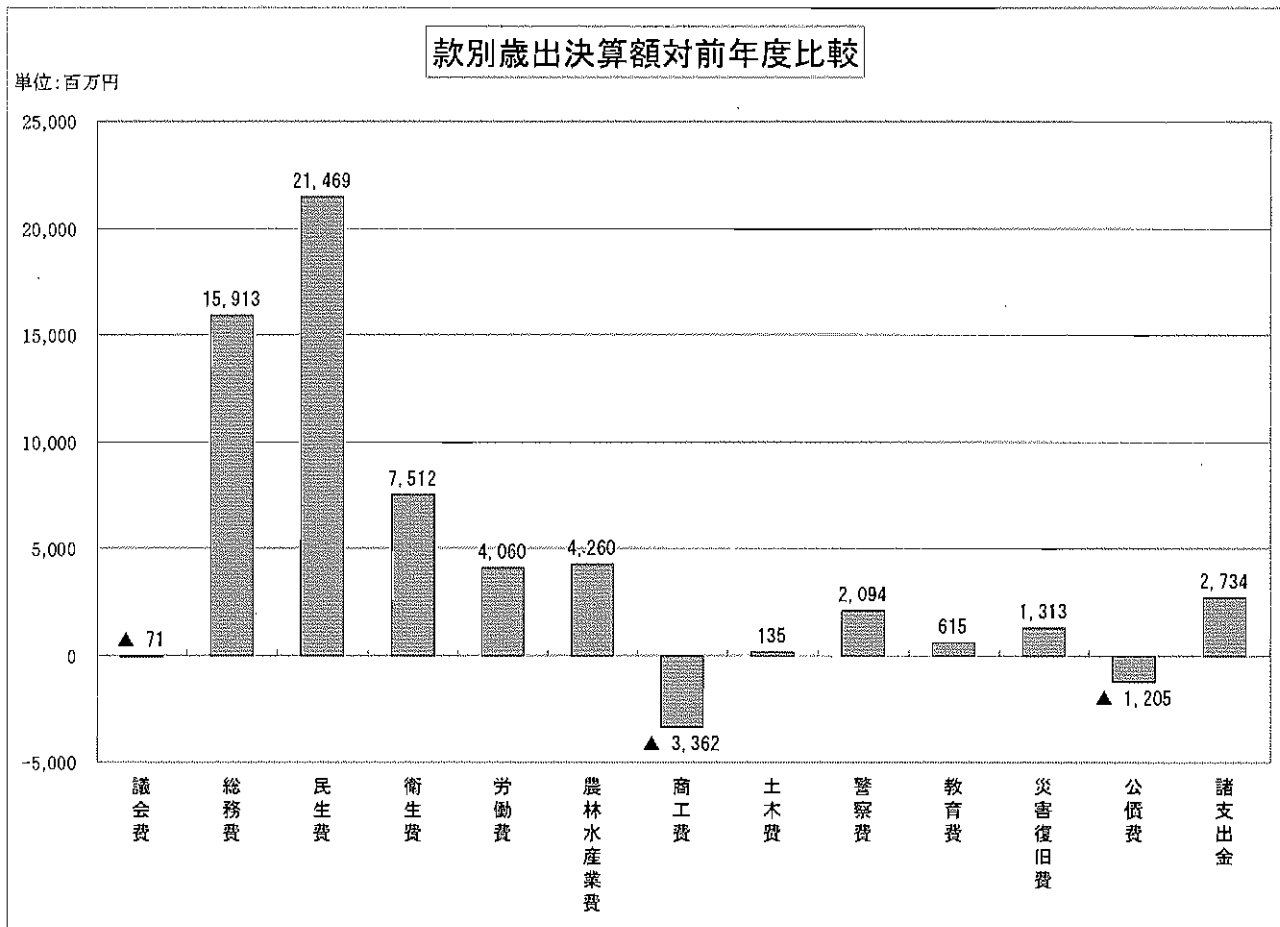
・衛生費(対前年度75億円、26.0%増、H20:288億円→H21:363億円)は、地域医療対策事業費(対前年度52億円、1349.0%増、H20:4億円→H21:56億円)などで増加しています。

・労働費(対前年度41億円、42.8%増、H20:95億円→H21:135億円)は、雇用対策基金事業費(対前年度36億円、46.0%増、H20:77億円→H21:113億円)などで増加しています。

・農林水産業費（対前年度 43 億円、11.3%増、H20：378 億円→H21：421 億円）は、国の経済対策に基づく森林整備加速化・林業再生基金事業費（対前年度 皆増 H21：31 億円）などで増加しています。

・商工費（対前年度 34 億円、21.9%減、H20：153 億円→H21：120 億円）は、みえ地域コミュニティ応援ファンドの組成完了に伴い地域産業力創出支援事業費（対前年度 38 億円、99.6%減、H20：38 億円→H21：1,700 万円）が減少したことなどにより減少しています。

・公債費（対前年度 331 億円、23.9%減、H20：1,389 億円→H21：1,057 億円）は、借換債の発行の減少等により大幅に減少しています。また、借換債を除く実質的な公債費（対前年度 12 億円、1.3%減、H20：925 億円→H21：913 億円）でも減少しています。



* 公債費は、借換債の発行を伴う償還を除く実質的なベースで計上しています。

ウ 翌年度繰越額

繰越額は、405 億円（対前年度 79 億円、24.3%増、H20：326 億円→H21：405 億円）と増加しています。

主なものでは、款別に

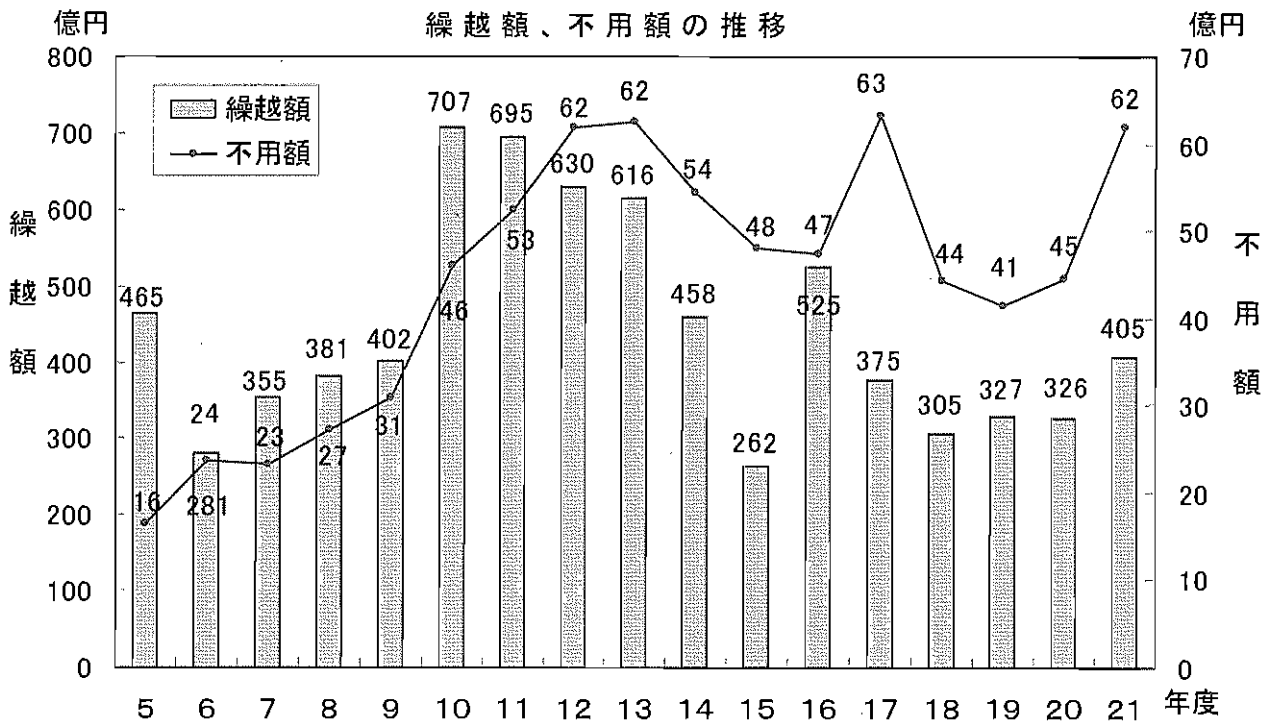
土木費 223 億円、農林水産業費 99 億円などです。

エ 不用額

不用額は、62 億円（対前年度 17 億円、38.9%増、H20：45 億円→H21：62 億円）で、前年度に比べ、増加しています。

主なものでは、款別に

衛生費 15 億円、総務費 10 億円、教育費 8 億円、民生費 6 億円、労働費 6 億円などです。



(3) 一般会計の収支

(単位:億円)

年度	歳入総額 A	歳出総額 B	形式収支 C (A-B)	繰越すべ き財源 D	実質収支 E (C-D)	単年度収支 F (E-前年度E)	財調基金 積立額 G	財調基金 取崩額 H	県債繰上 償還額 I	実質単年 度収支 F+G-H+I
20年度	7,486	7,311	175	143	32	△ 15	35	15	1	6
21年度	7,720	7,546	174	158	16	△ 17	1	53	1	△ 67

*それぞれの金額を四捨五入しているため、合計等が合わない場合があります。

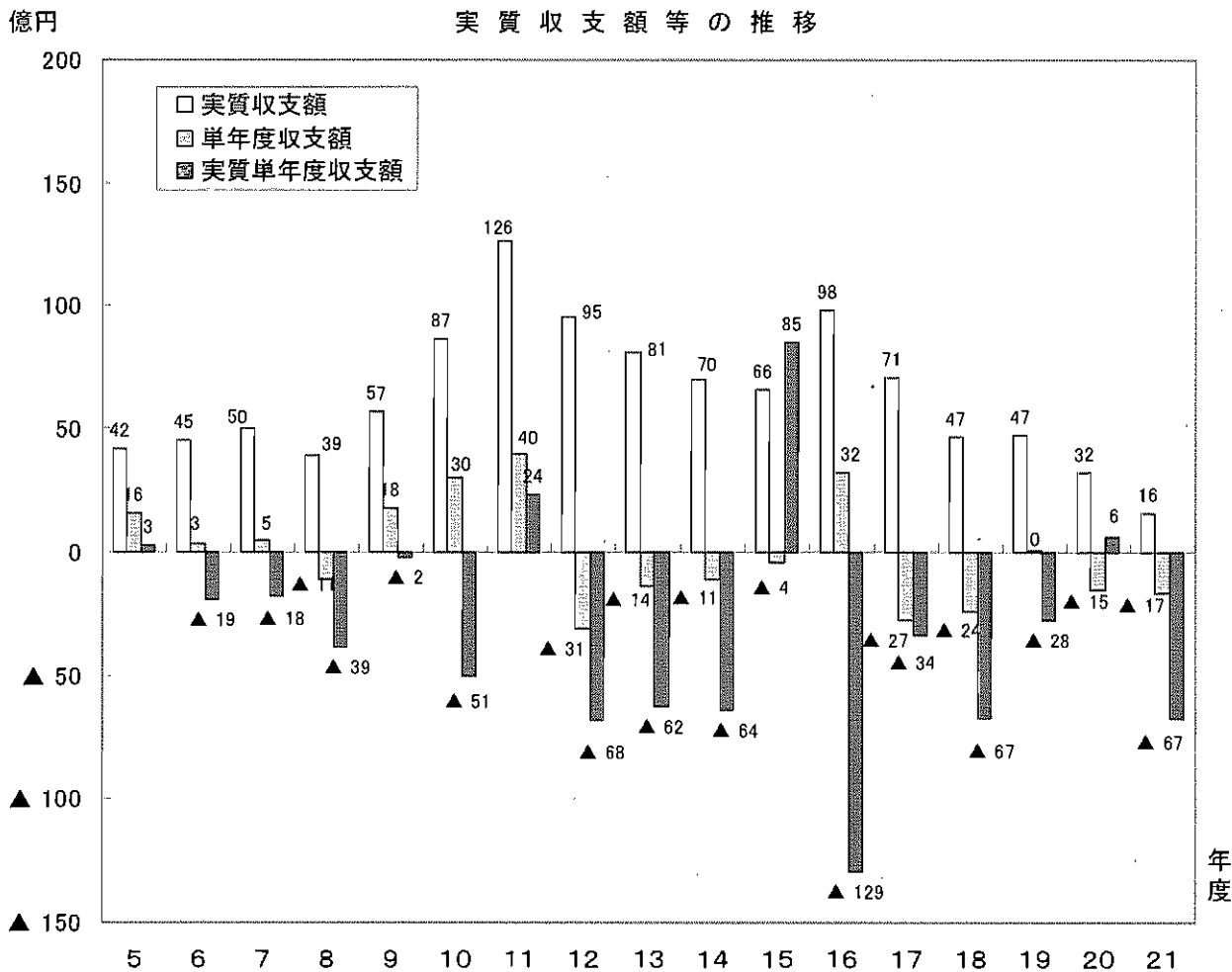
ア 収 支

形式収支は、174億円のプラス（対前年度1億円の減）で、前年度に比べ減少しました。

実質収支は、16億円のプラス（対前年度17億円の減）で、前年度に比べ減少しました。

単年度収支^注は、17億円のマイナス（前年度は15億円のマイナス）となりました。

実質単年度収支^注は、67億円のマイナス（前年度は6億円のプラス）となりました。



用語の説明

・単年度収支

前年度以前の影響を排除するため、前年度の実質収支を控除し、当該年度だけの収支を捉えるもの。

・実質単年度収支

単年度収支の中には、実質的な黒字要素や赤字要素が含まれていることから、これらを加除し、単年度収支が実質的にはどうであったかを表すもの。

単年度収支 + 財政調整基金積立金 + 地方債繰上償還額 - 財政調整基金取り崩し額
(黒字要素) (黒字要素) (赤字要素)

3 特別会計の決算内容

(1) 歳入

収入済額は、241 億円。前年度と比べ、31 億円、11.4%の減となっています。

また、予算現額に対する比較では、18 億円の減収となっています。

収入済額の主なものは、

流域下水道事業 163 億円（対前年度 28 億円、14.5%減）

中小企業者等支援資金貸付事業等 39 億円（対前年度 7,900 万円、2.0%増）

などです。

減の主なものとしては、流域下水道事業における事業費の減少に伴うものなどです。

収入未済額は前年度とほぼ同額の 37 億円で、内訳は母子及び寡婦福祉資金貸付事業 4 億円、中小企業者等支援資金貸付事業等 33 億円などとなっており、それぞれ生活困窮、経営不振などによって発生しているものです。

(歳入の内訳)

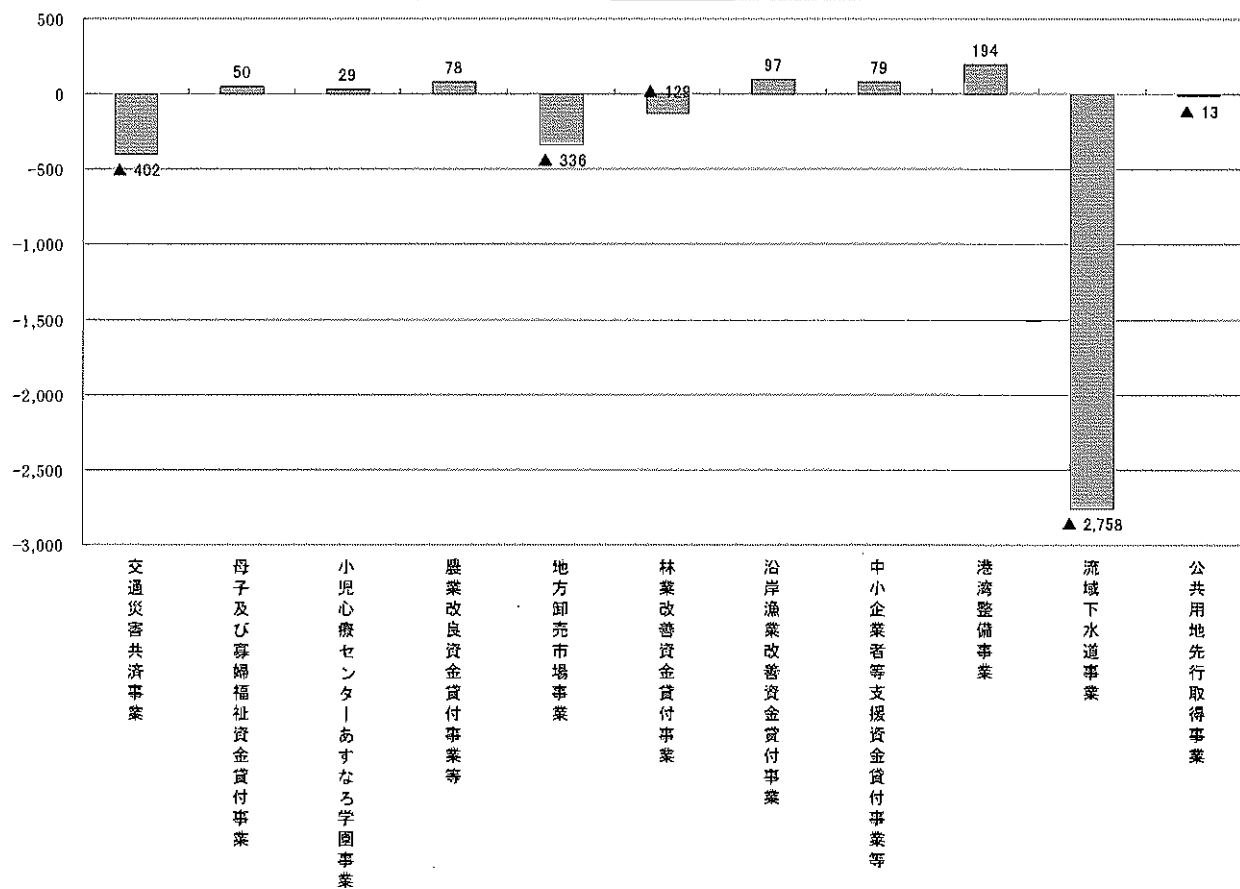
(単位:百万円,%)

会 計 別	予算現額	収入済額	収入未済額	不納欠損額	未収特定財源	収入済額対前年比較		
						増減額	伸び率	
交通災害共済事業	246	239	-	-	-	△ 402	△ 62.7%	
母子及び寡婦福祉資金貸付事業	343	346	384	18	-	50	17.0%	
あすなる学園事業	1,031	1,016	2	-	-	29	2.9%	
農業改良資金貸付事業等	623	623	58	-	-	78	14.3%	
地方卸売市場事業	464	217	6	0	229	△ 336	△ 60.8%	
林業改善資金貸付事業	668	668	10	-	-	△ 129	△ 16.2%	
沿岸漁業改善資金貸付事業	323	328	28	-	-	97	42.2%	
中小企業者等支援資金貸付事業等	2,085	3,938	3,258	3	-	79	2.0%	
港湾整備事業	360	371	-	-	-	194	110.3%	
流域下水道事業	19,709	16,314	-	-	3,404	△ 2,758	△ 14.5%	
公共用地先行取得事業	44	43	-	-	-	△ 13	△ 22.7%	
計 A	25,896	24,103	3,746	21	3,634	△ 3,109	△ 11.4%	
前年度 B	28,953	27,213	3,758	18	1,825			
前年比	金額A-B	△ 3,057	△ 3,109	△ 12	3	1,809		
	伸率A/B(%)	△ 10.6%	△ 11.4%	△ 0.3%	16.7%	99.2%		

* それぞれの金額を四捨五入しているため、合計等が合わない場合があります。

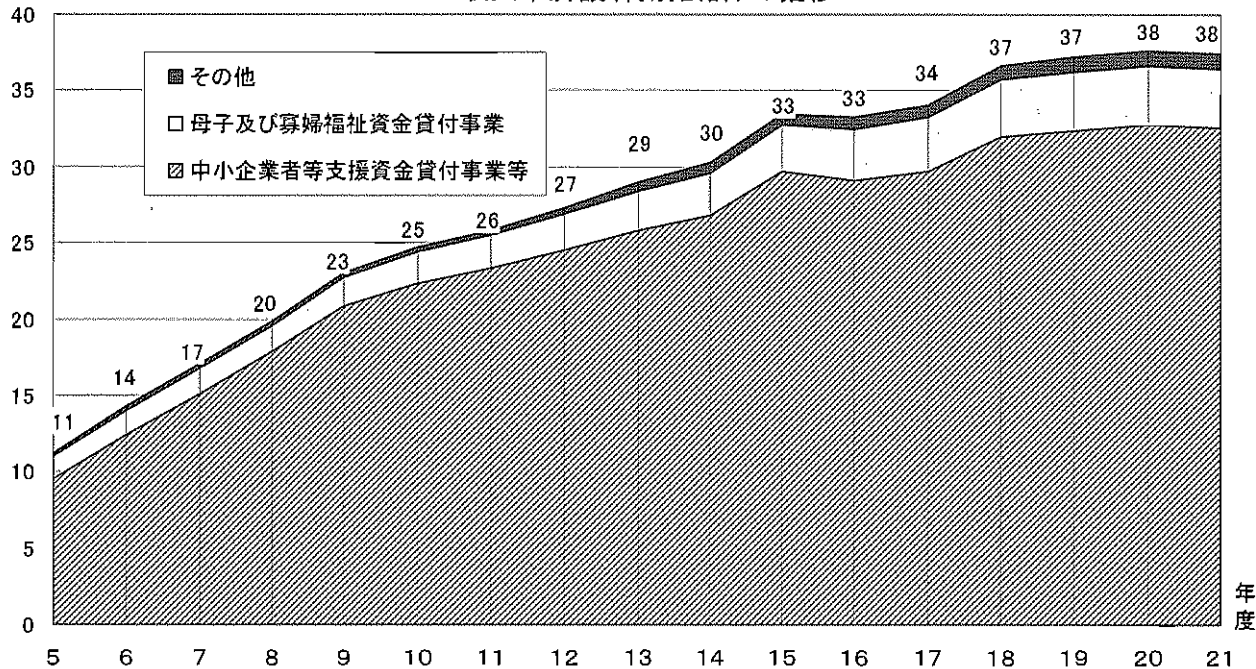
会計別歳入決算額対前年度比較

単位:百万円



億円

収入未済額(特別会計)の推移



* 母子及び寡婦福祉資金貸付事業は、平成6年度に母子福祉資金貸付事業と寡婦福祉資金貸付事業が一本化されたもので、平成5年度以前の数値は両事業を合算したものです。

* 中小企業者等支援資金貸付事業等は、平成12年度に中小企業設備近代化資金貸付事業等から移行されたものです。

(2) 歳 出

支出済額は 204 億円で、前年度と比べ 33 億円、13.8%の減となっています。

支出済額の主なものは、

流域下水道事業 156 億円 (対前年度 27 億円、14.7%減)
 中小企業者等支援資金貸付事業等 20 億円 (対前年度 5,000 万円、2.4%増)

などです。

減の主なものとしては、流域下水道事業における事業費の減少などによるものです。

翌年度繰越額は 39 億円 (対前年度 20 億円、102.0%像) で、前年度に比べ増加しています。主なもので、流域下水道事業は、37 億円 (対前年度 20 億円、120.8%増) と増加しています。

また、不用額は 16 億円 (対前年度 18 億円、53.1%減) で、前年度に比べ減少しています。主なもので、流域下水道事業は、5 億円 (対前年度 19 億円、79.9%減) と減少しています。

(歳出の内訳)

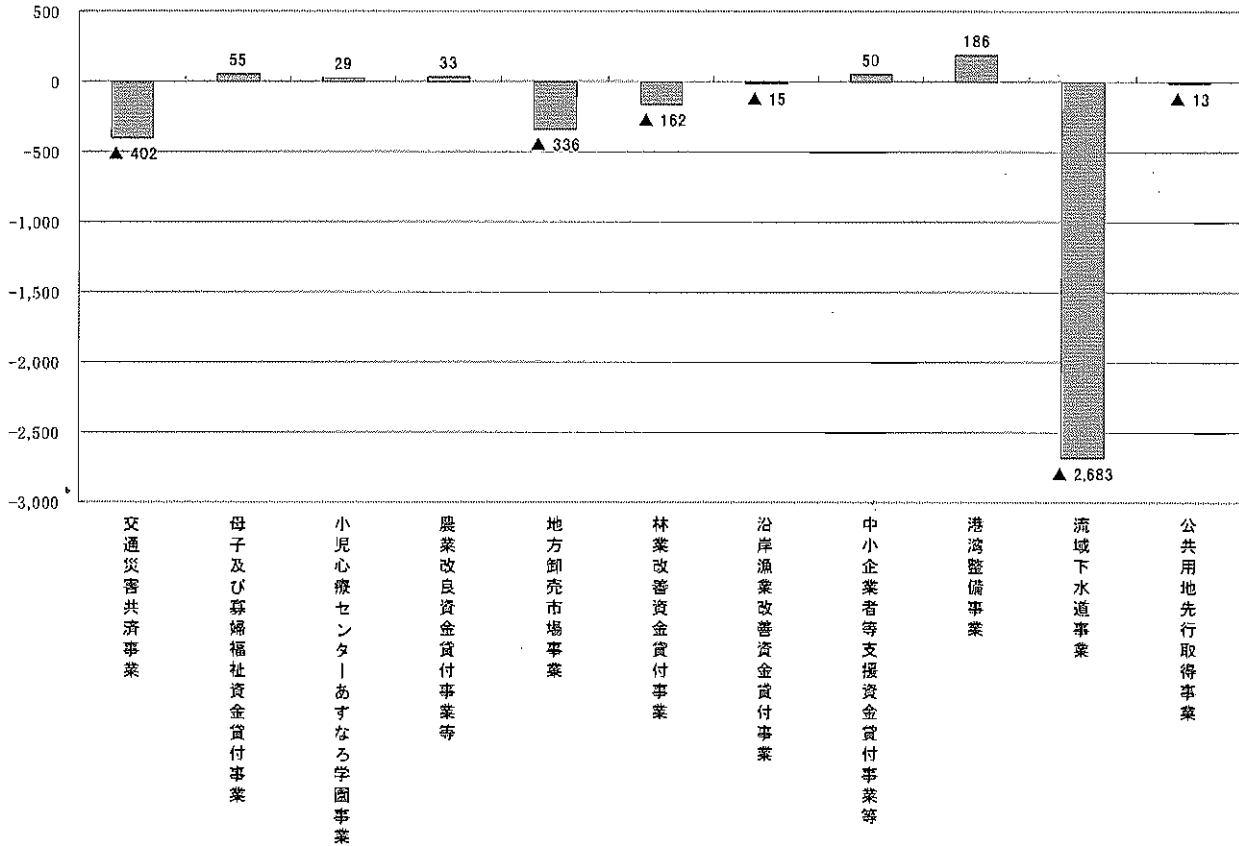
(単位:百万円、%)

会 計 別	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	支出済額対前年比較	
					増減額	伸び率
交通災害共済事業	246	239	-	7	△ 402	△ 62.7%
母子及び寡婦福祉資金貸付事業	343	317	-	26	55	20.8%
あすなろ学園事業	1,031	1,015	-	15	29	3.0%
農業改良資金貸付事業等	623	196	-	428	33	20.5%
地方卸売市場事業	464	205	232	27	△ 336	△ 62.1%
林業改善資金貸付事業	668	384	-	284	△ 162	△ 29.7%
沿岸漁業改善資金貸付事業	323	26	-	297	△ 15	△ 37.1%
中小企業者等支援資金貸付事業等	2,085	2,080	-	5	50	2.4%
港湾整備事業	360	349	7	4	186	113.6%
流域下水道事業	19,709	15,570	3,668	471	△ 2,683	△ 14.7%
公共用地先行取得事業	44	43	-	0	△ 13	△ 22.7%
計 A	25,896	20,425	3,907	1,564	△ 3,258	△ 13.8%
前年度 B	28,953	23,683	1,934	3,336	/	
前年比	金額 A-B	△ 3,057	△ 3,258	1,973		△ 1,772
	伸率 A/B	△ 10.6%	△ 13.8%	102.0%		△ 53.1%

*それぞれの金額を四捨五入しているため、合計等が合わない場合があります。

会計別歳出決算額対前年度比較

単位:百万円



用語の説明

・特別会計

特別会計とは、地方公共団体が特定の事業を行うにあたって、一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に、各団体の条例で別個に設置された会計のことで、本県には以下の11の特別会計が設置されている。

【交通災害共済事業】

交通事故により災害を受けたものを救済するための共済事業。

【母子及び寡婦福祉資金貸付事業】

母子及び寡婦福祉法に基づき、配偶者の無い女子であって児童を扶養しているもの、父母の無い児童及び母子福祉団体若しくは寡婦に対して自立更生等の資金の貸付を行う。

【小児心療センターあすなる学園事業】

精神障がい児、情緒障がい児、発達障がい児の心身の健全な発達を図るための治療施設を運営する。

【農業改良資金貸付事業等】

農業改良資金助成法等に基づき、農業経営の安定と生産力の増強に必要な資金の貸付を行う。

【地方卸売市場事業】

卸売市場法に基づき、整備された地方卸売市場における生鮮食料品の円滑な流通を図るため、市場の管理と卸売業者の育成等を図る。平成21年度から地方卸売市場事業会計に転換。

【林業改善資金貸付事業】

林業改善資金助成法、林業等振興資金融通暫定措置法に基づき林業経営の安定と生産の増強等に必要な資金の貸付を行う。

【沿岸漁業改善資金貸付事業】

沿岸漁業改善資金助成法に基づき、漁業経営の安定と生産力の増強等に必要な資金の貸付を行う。

【中小企業者等支援資金貸付事業等】

小規模企業者等設備導入資金助成法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法に基づき、中小企業者等の経営の近代化、合理化を促進するために必要な資金の貸付を行う。

(次ページへ続く)

用語の説明

【港湾整備事業】

港湾整備及び地域開発のため、港湾改修事業と並行して臨海土地造成事業、埠頭用地造成事業の実施と港湾施設の維持管理を行う。(対象港：四日市港を除く19港湾)

【流域下水道事業】

流域下水道法に基づく流域下水道の建設及び下水道施設管理と、2市町以上の汚水を広域的に集める下水管渠と下水処理場等の整備を行う。

【公共用地先行取得事業】

公共事業の実施に必要な用地を確保するため、用地の先行取得を行う。(現在は国直轄事業分のみ実施)

土地開発基金の管理(基金の運用益の積立等)を行う。

4 一般会計・特別会計の収支

歳入と歳出の差額である**形式収支^注**は、一般会計 174 億円、特別会計 37 億円で、合わせて 211 億円のプラスとなり、形式収支から繰り越すべき財源(一般会計 158 億円、特別会計 3 億円)を差し引いた**実質収支^注**は、一般会計 16 億円、特別会計 34 億円で、合わせて 50 億円のプラス(剰余)となっています。

実質収支額は前年度に比べ、一般会計で 17 億円減少、特別会計で 1,500 万円減少しています。

(単位:億円)

区 分	歳入総額 (A)	歳出総額 (B)	形式収支 (A-B)	形式収支(A-B)の内訳		
				翌年度繰越財源	実質収支	
一 般 会 計	20年度	7,486	7,311	175	143	32
	21年度	7,720	7,546	174	158	16
	増減額	234	235	△1	15	△17
	増減率	3.1%	3.2%	△0.6%	10.8%	△51.4%
特 別 会 計	20年度	272	237	35	1	34
	21年度	241	204	37	3	34
	増減額	△31	△33	1	2	△0
	増減率	△11.4%	△13.8%	4.2%	149.6%	△0.4%
合 計	20年度	7,758	7,548	210	144	66
	21年度	7,961	7,751	211	161	50
	増減額	203	203	0	17	△17
	増減率	2.6%	2.7%	0.2%	11.9%	△25.1%

*それぞれの金額を四捨五入しているため、合計等が合わない場合があります。

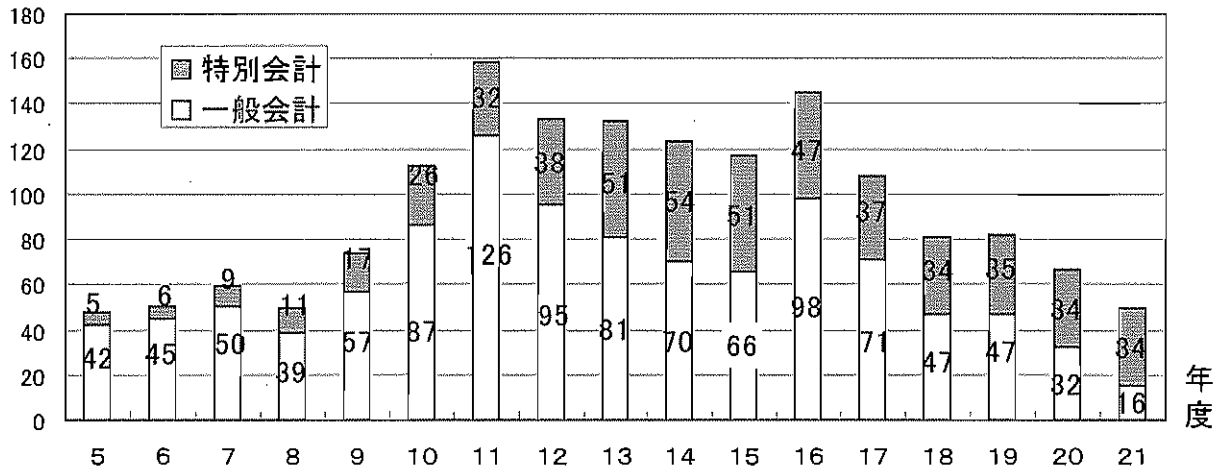
【実質収支額の処分】

一般会計の実質収支額 16 億円については、地方自治法第 233 条の 2 の規定により、7 億 9 千万円(実質収支の 1/2 相当)を、7 月 30 日に**財政調整基金^注**に積み立てました。
(前年度財政調整基金積立額 16 億 1 千万円)

また、残額の 8 億円と特別会計の実質収支 34 億円については、平成 22 年度に繰り越します。

億円

実質収支額(一般会計+特別会計)の推移



用語の説明

・形式収支

一会計年度における歳入総額から歳出総額を単純に差し引いたもの。
 翌年度への繰越事業が発生した場合には、その支出に充てることが予定されていた財源のうち、すでに収入済みのものは使用されずに残るため、繰越額が多くなれば形式収支も増えることとなる。

・実質収支

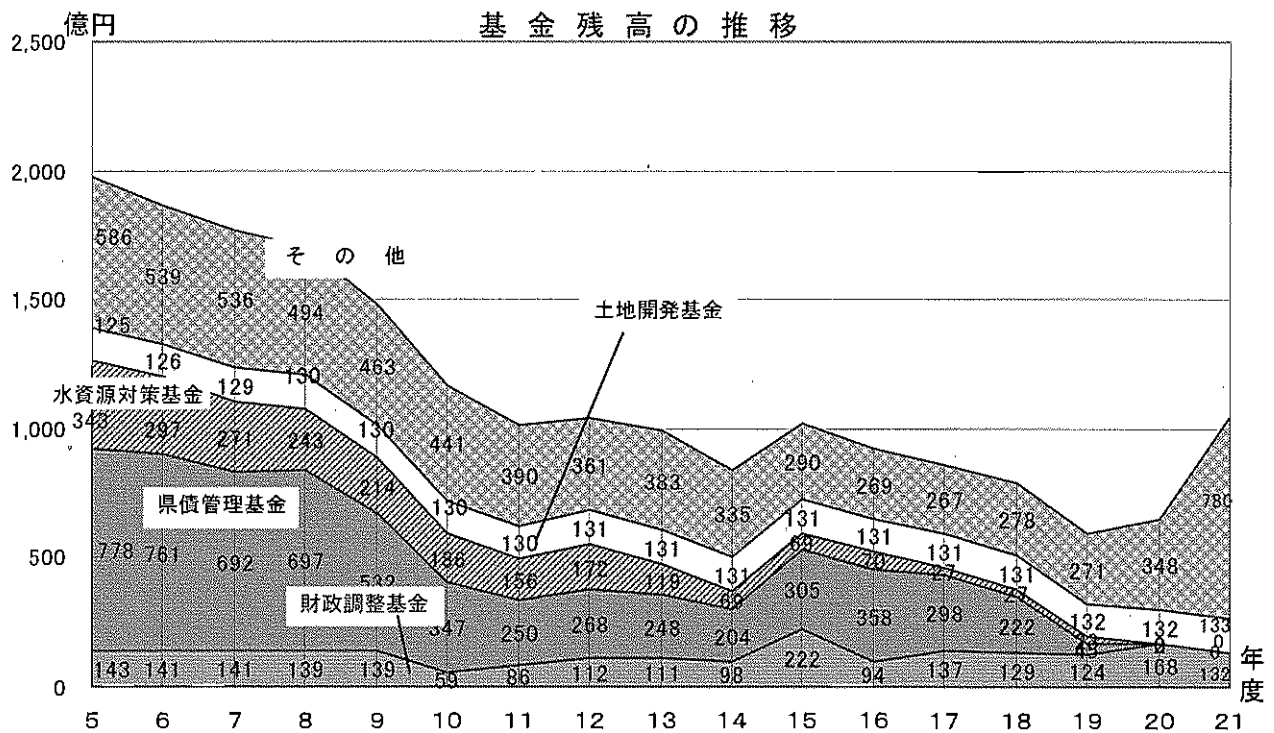
上記の形式収支から、翌年度へ繰り越すべき財源（繰越事業の支出に充てる財源のうち、すでに収入済みのもの）を差し引いたもの。本来当該年度に属すべき収入と支出の差であり、財政運営の状況を判断するひとつの基準になる。

・財政調整基金

年度間の財源の不均衡を調整するために積み立てられた積立金で、基金の形態をとる。地方公共団体の財政運営に当たっては、単年度の収支の均衡がとればそれで足りるということではなく、後年度の財政への影響について配慮し、長期的な観点に立って財政運営を行うことが求められることから、余裕財源が生じた場合には財政調整基金への積み立てを行い、年度間の調整を講ずべきこととされている。（地方財政法第4条の3）

5 財産に関する内容

- (1) 土地 前年度末現在高に比べ、木曾岬干拓地や北勢中央公園の用地取得などにより 14万 8,897 m²(約 4万 5千坪)増加しています。
- (2) 建物 前年度末現在高に比べ、員弁高等学校校舎の取り壊しなどにより 25,895 m²(約 8千坪)減少しています。
- (3) 債権 平成 21 年度末現在高は、381 億 4,959 万円で、前年度末現在高に比べ、中小企業者等支援資金貸付金の減などにより 6 億 6,966 万円減少しています。
- (4) 基金 平成 21 年度末現在高は、現金、債権及び土地を合わせ 1,044 億 5,562 万円で、前年度末残高に比べ、緊急雇用創出事業臨時特例基金などへの積立の増や介護職員処遇改善等臨時特例基金などの造成により 394 億 3,881 万円増加しています。



基金の状況

(単位:百万円)

基金名	平成20年度 末現在高	平成21年度増減額		平成21年度 末現在高
		積立額	取崩額	
財政調整基金	16,753	1,700	5,261	13,192
県債管理基金	193	8	194	6
災害救助基金	913	6	-	919
都市計画土地区画整理事業清算基金	425	2	-	428
体育スポーツ振興基金	653	168	337	484
福祉基金	4,077	256	905	3,428
昭和学寮顕彰人材育成基金	619	3	32	590
庁舎等整備基金	2,447	10,406	1,629	11,224
中小企業振興基金	1,658	206	613	1,251
文化振興基金	833	334	84	1,084
地域交通体系整備基金	474	2	19	458
環境保全基金	1,276	276	179	1,373
発電用施設周辺地域振興基金	1,051	7	501	558
発電用施設周辺地域企業立地資金貸付基金	785	5	-	790
中山間・ふるさと水と土保全基金	685	3	11	678
まつり博記念地域活性化基金	12	0	12	-
介護保険財政安定化基金	4,781	26	-	4,807
中山間地域等直接支払事業基金	13	90	103	-
森林整備地域活動支援基金	128	48	23	153
国民健康保険広域化等支援	490	37	-	527
高等学校修学基金	489	464	236	717
離島漁業再生支援基金	15	0	8	8
障害者自立支援対策臨時特例基金	1,570	2,236	523	3,283
後期高齢者医療財政安定化基金	497	496	-	993
ふるさと応援寄付金基金	1	1	0	2
ふるさと雇用再生特別基金	4,380	20	679	3,721
緊急雇用創出事業臨時特例基金	3,350	10,819	2,986	11,183
消費者行政活性化基金	195	116	53	258
安心こども基金	1,179	2,224	756	2,647
妊婦健康診査支援基金	1,149	5	297	857
自殺対策緊急強化基金	-	176	32	144
医療施設耐震化臨時特例基金	-	2,570	-	2,570
介護職員処遇改善等臨時特例基金	-	7,347	789	6,559
介護基盤緊急整備等臨時特例基金	-	4,296	209	4,088
社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金	-	2,171	299	1,872
高校生修学支援臨時特例基金	-	322	75	247
森林整備加速化・林業再生基金	-	2,701	367	2,334
グリーンニューディール基金	-	2,410	91	2,319
地域医療再生臨時特例基金	-	5,001	35	4,967
土地開発基金	13,245	43	-	13,289
交通災害共済事業基金	681	4	235	451
合計	65,017	57,013	17,574	104,456

*それぞれの金額を四捨五入しているため、合計等が合わない場合があります。

別表 款別の主な事業一覧

(単位:千円)

款	決算額	主な事業(細事業名)	事業費	担当部局
議会費	1,489,765	議会費(議員報酬他)	1,120,737	議会事務局
総務費	63,910,137	工業用水道事業会計出資金	1,328,161	政策部
		木曾岬干拓地整備事業費	1,308,677	〃
		市町合併推進事業費	949,189	〃
		市町村振興事業基金交付金	1,018,373	〃
		積立金(庁舎等整備基金積立金)	10,406,162	総務部
		人事管理費(職員退職手当)	4,911,508	〃
		広域防災拠点施設整備事業費	230,820	防災危機管理部
		防災ヘリコプター運航管理費	628,940	〃
		総合文化センター管理運営費	534,058	生活・文化部
		隣保館運営費等補助金	312,861	〃
		新県立博物館整備事業費	257,446	〃
民生費	97,687,483	介護給付費県負担金	16,040,219	健康福祉部
		後期高齢者医療費県負担金	12,230,441	〃
		介護職員処遇改善等臨時特例基金積立金	7,347,421	〃
		介護基盤緊急整備等臨時特例基金積立金	4,296,472	〃
		国民健康保険調整交付金	6,090,835	〃
		国民健康保険保険基盤安定負担金	3,674,752	〃
		児童手当負担金	3,752,277	〃
衛生費	36,346,648	地域医療再生臨時特例基金積立金	5,001,273	健康福祉部
		病院事業庁会計負担金	4,049,192	〃
		病院事業庁会計貸付金	3,200,000	〃
		水道事業会計支出金	2,308,607	環境森林部
		環境修復事業費	304,453	〃
労働費	13,536,118	三重県緊急雇用創出事業臨時特例基金積立金	10,024,468	生活・文化部
		労働者福祉対策資金貸付等事業費	1,039,534	〃
		緊急雇用創出基金事業補助金	950,592	〃
農林水産業費	42,086,376	広域農道整備事業費	1,542,675	農水商工部
		国営等関連対策事業費	4,165,408	〃
		団体営農業集落排水設備促進事業費	1,018,193	〃
		担い手育成基盤整備事業費	852,302	〃
		治山事業費	3,910,038	環境森林部
		森林整備加速化・林業再生基金事業費	3,067,764	〃
		林道事業費	1,120,121	〃
商工費	11,961,971	農商工連携推進事業費	2,303,286	農水商工部
		先端企業等誘致対策事業費	1,367,214	〃
		経営基盤確立事業費	1,743,402	〃
土木費	99,249,649	四日市港振興事業費	1,994,277	政策部
		直轄道路事業負担金	19,427,657	県土整備部
		公共土木施設維持管理費	8,854,920	〃
		直轄河川事業負担金	8,384,088	〃
		管理費	6,690,146	〃
		国補道路改築費	5,291,890	〃

(単位:千円)

款	決算額	主な事業(細事業名)	事業費	担当部局
警 察 費	41,480,070	給与費	31,834,217	警 察 本 部
		警察署庁舎整備費	1,711,057	〃
		施設等運営費	1,242,520	〃
		運転免許費	1,097,794	〃
教 育 費	177,847,371	私立高等学校等振興補助金	4,397,733	生活・文化部
		高等学校運営費	2,128,673	教育委員会事務局
		校舎その他建築費	2,531,796	〃
		教職員退職手当	15,332,782	〃
		小学校人件費	60,663,115	〃
		中学校人件費	32,636,366	〃
		高等学校人件費	31,208,380	〃
災 害 復 旧 費	2,943,979	林道施設災害復旧事業費	83,865	環境森林部
		平成20年災害土木(建設)復旧費	1,726,426	県土整備部
		平成21年災害土木(建設)復旧費	721,270	〃
公 債 費	105,742,146	元金償還金(元金償還金)	88,494,881	総 務 部
		利子償還金(利子償還金)	16,840,208	〃
		利子償還金(一時借入金利子)	303,886	〃
諸 支 出 金	60,351,455	地方消費税清算金(都道府県清算金)	36,630,833	総 務 部
		地方消費税交付金(市町交付金)	17,611,352	〃
		自動車取得税交付金(市町交付金)	2,661,332	〃
		ゴルフ場利用税交付金(市町交付金)	1,691,909	〃
(参 考)		職員給与費(教育、警察以外)	32,467,564	

第3 県債及び一時借入金の状況(普通会計)

県債は、県が建設事業や災害復旧事業を行うなど、一時に多額の資金を必要とする場合、この財源として総務大臣の同意を得て国等から長期に借り入れる資金であり、後年度に一定の償還計画に基づき返還していくものです。

1 県債年度末現在高

県債の平成21年度末現在高は、普通会計では、約1兆1,221億円で、これは前年度に比べ約900億円、8.7%の増額となっています。

これらを事業別にみると、その主なものとして、一般公共事業債が34.9%を占めていることがわかります。

これら県債の借入先及び利率をみると、借入先は、その主なものとして政府資金が41.9%、市中銀行が47.1%となっており、利率別では、利率3%以下のものが96.5%、利率4%以下のものが98.1%、利率5%以下のものが99.3%を占めています。

次に、これら県債年度末現在高と県債依存度(歳入総額に占める県債発行額の割合)の推移をみると、県債年度末現在高(N T T債除く)は、平成12年度末に約8,657億円であったのが、平成21年度末には約1兆1,221億円となり、平成12年度末現在高の約1.3倍以上になっています。

また、平成11年度の県債年度末現在高が歳出総額の106%程度となつて以降は、県債年度末現在高は歳出総額を上回る結果が続いています。

一方、県債依存度は、平成4年度以降は10%台で変動推移しており、特に平成16年度には14.5%、平成19年度も14.9%と高い値となっており、平成20年度は17.3%、平成21年度は22.7%とさらに高い水準で推移しています。この要因として、数次にわたる経済対策に伴い発行した県債の増加等が挙げられ、近年の歳出に占める元利償還金の割合を急上昇させています。

平成21年度における県債の年度末現在高(普通会計)

(ア) 事業別

(単位：千円)

(イ) 借入先別及び利率別

(単位：千円)

区 分	現在高
一般公共事業債	391,201,023
一般単独事業債	284,138,727
公営住宅建設事業債	3,475,730
災害復旧事業債	10,828,750
首都圏等整備事業債	6,753,842
厚生福祉施設整備事業債	1,925,373
教育・福祉施設等整備事業債	13,285,422
退職手当債	28,924,000
減税補てん債・減収補てん債	79,667,185
臨時財政対策債	224,647,404
その他	77,238,960
合 計	1,122,086,416

借入先	現在高	左の利率別内訳				
		3.0%以下	4.0%以下	5.0%以下	6.0%以下	7.0%以下
政府資金	470,598,860	440,567,641	12,184,670	10,941,037	2,656,980	4,248,532
財政融資資金	428,745,248	402,524,790	11,044,638	10,102,527	1,953,490	3,126,803
国庫政公債資金	41,852,612	38,042,651	1,140,032	858,510	703,490	1,127,729
国の予算貸付・政府関係機関貸付	18,783,238	17,542,694	989,162	251,382	0	0
市中銀行	528,458,809	528,458,809	0	0	0	0
地方公共団体金融機関	33,151,340	25,664,895	4,567,278	2,442,900	272,267	204,000
共済組合	725,560	628,760	0	0	33,500	63,300
その他の金融機関	69,238,609	69,238,609	0	0	0	0
その他	1,130,000	1,130,000	0	0	0	0
合計	1,122,086,416	1,083,231,406	17,741,110	13,635,319	2,962,747	4,515,832

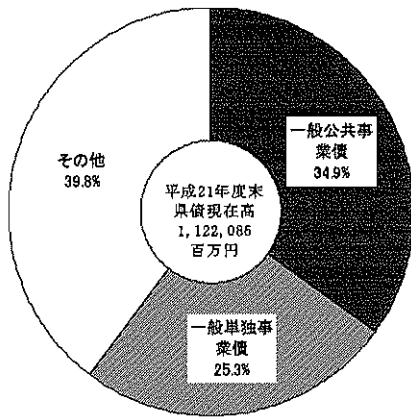
(四捨五入のため合計に合わない場合があります。)

2 一時借入金

一時借入金は、予算執行にあたって歳計現金（一会計年度における一切の収入または支出に係る現金のこと）の資金繰りに不足を生じた場合、一時的に予算に定められた範囲内で市中銀行から借り入れるものです。

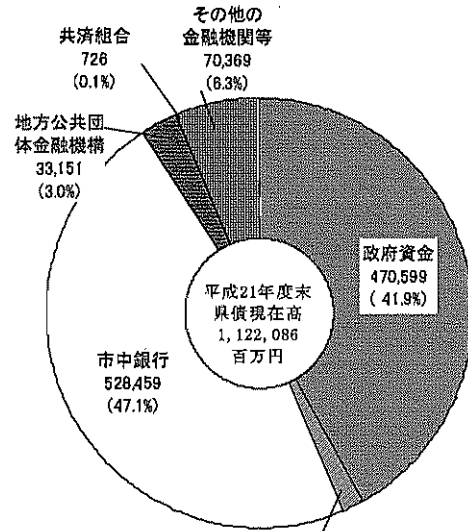
なお、資金繰りの必要から、平成21年度においては最大で約445億円の借入を行いました。全額年度内に償還しています。

県債事業別現在高構成図（普通会計）



県債借入先別構成図（普通会計）

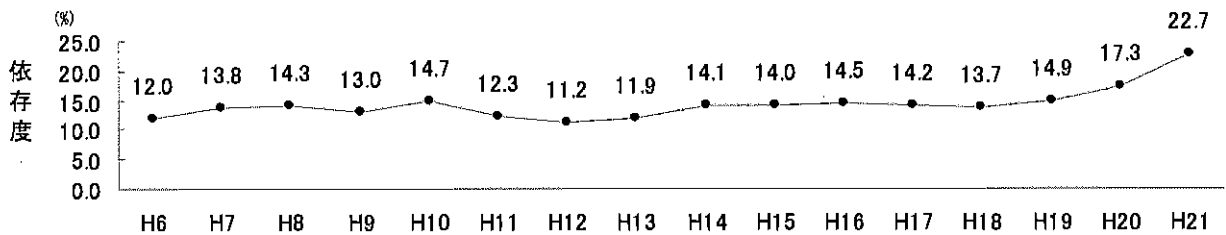
（単位：百万円）



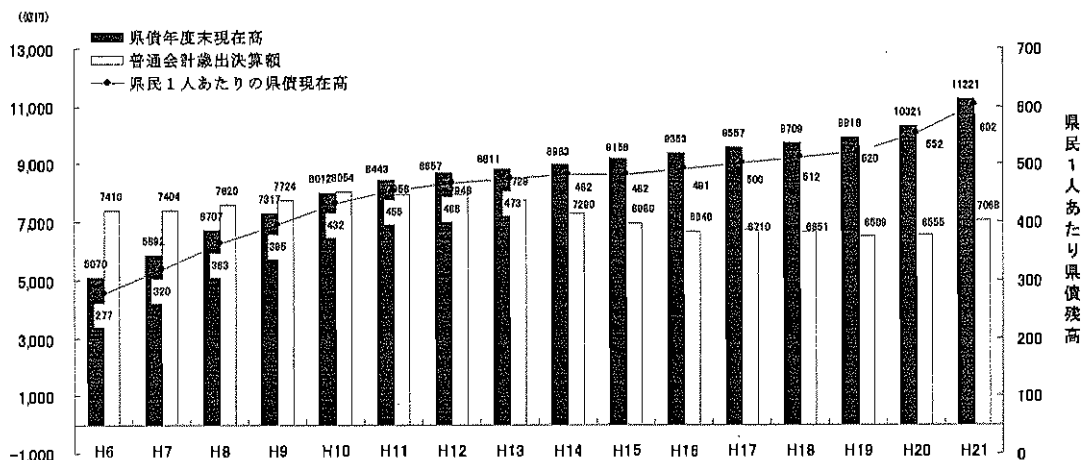
（四捨五入のため合計に合わない場合があります。）

県債依存度と県債年度末現在高の推移（普通会計）

(ア) 県債依存度



(イ) 県債年度末現在高の推移



3 公債費・県債残高将来推計(一般会計)

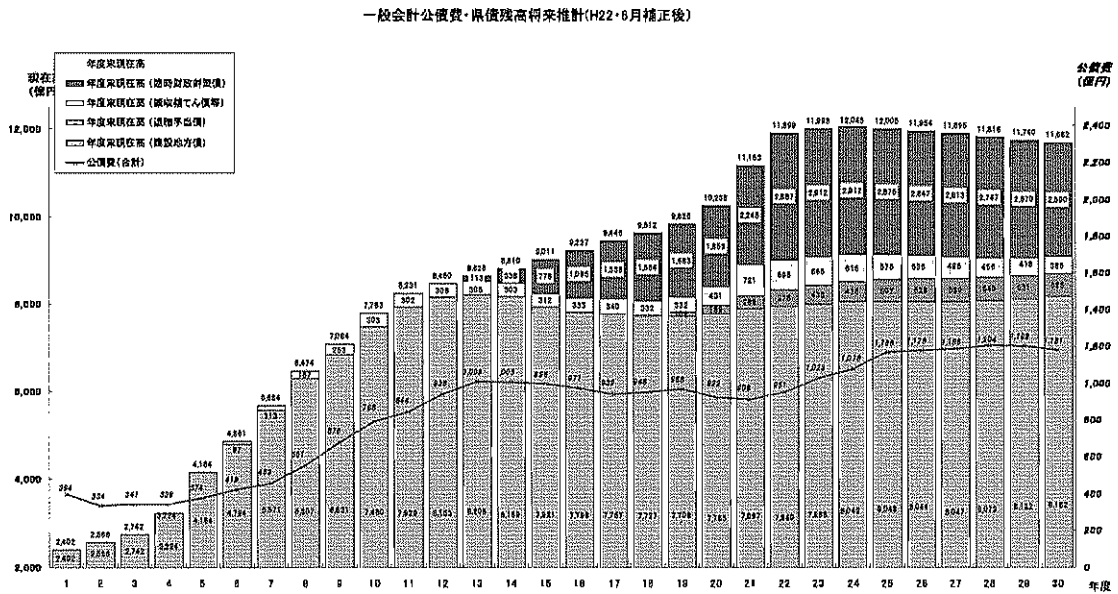
平成22年6月補正後時点における平成30年度までの県債残高の将来推計については、下表のとおりです。

県債残高については、建設地方債とそれ以外の残高に区分し表示しています。建設地方債は公共事業等の建設事業実施に伴い発行するもので、その残高については、国の経済対策に伴う公共事業の実施により平成元年度から平成13年度まで増加していますが、その後、投資的な経費の縮減などにより残高は減少から横ばい傾向となっています。

建設地方債以外の地方債のうち臨時財政対策債は、平成13年度以降発行しており、本来、地方交付税で地方に交付されるべき金額を県債を発行し後年度の元利償還金に対し地方交付税が交付されるもので、実質的には国から交付される地方交付税と同様で、将来世代の県民の負担増につながるものではありません。

公債費・県債残高将来推計(一般会計)

(単位：億円)



- 注) 1. 県債発行額は、平成22年度は6月補正後、平成21年度までは決算見込みベースです。平成23年度以降は、県債発行額を一定の仮定により設定し、推計したものです。
 2. 数値は、億円未満の四捨五入による端数調整のため計に合わない場合があります。
 3. 上表は、一般会計での試算のため、普通会計より中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計などの特別会計を除いてあります。

第4 財政指標

1 健全化判断比率等の状況

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく、平成21年度決算における健全化判断比率（4指標）及び資金不足比率については、次のとおりです。

* 各指標の用語解説は33～34ページに掲載しています。

(1) 健全化判断比率及び資金不足比率(一覧表)

項目		上段：比率（％） 下段：実質収支額、 資金剰余額（百万円）	【参考】 H20 算定値	早期健全化 基準(%)
健全化判断比率 (4指標)	実質赤字比率	— 実質収支額 1,565 (黒字)	— 実質収支額 3,220 (黒字)	3.75
	連結実質赤字比率	— 実質収支額 1,565 公営企業資金剰余額 31,885 計 33,450 (黒字)	— 実質収支額 3,220 公営企業資金剰余額 32,056 計 35,277 (黒字)	8.75
	実質公債費比率	12.7	12.6	25.0
	将来負担比率	198.5	190.9	400.0
資金不足比率	水道事業	—	—	20.0
		資金剰余額 13,592 (黒字)	資金剰余額 13,506 (黒字)	
	工業用水道事業	—	—	20.0
		資金剰余額 14,336 (黒字)	資金剰余額 14,012 (黒字)	
	電気事業	—	—	20.0
		資金剰余額 2,255 (黒字)	資金剰余額 2,628 (黒字)	
	病院事業	—	—	20.0
資金剰余額 1,197 (黒字)		資金剰余額 1,175 (黒字)		
特別会計	地方卸売市場事業	—	—	20.0
		資金剰余額 9 (黒字)	資金剰余額 11 (黒字)	
	流域下水道事業	— 資金剰余額 481 (黒字)	— 資金剰余額 711 (黒字)	20.0
港湾整備事業	— 資金剰余額 15 (黒字)	— 資金剰余額 13 (黒字)	20.0	

※1 数値が記載されていない比率には、黒字（資金不足比率の場合は資金剰余額があること）のため、標記のルールにより「—」を記載しています。

※2 資金不足比率については、「早期健全化基準」を「経営健全化基準」に読み替えています。

※3 「早期健全化基準」は、財政の早期健全化の取組を必要とするかどうかを示すものです。その基準値以上となると、財政健全化計画の策定の義務が生じます。なお、「早期健全化基準」より更なる財政悪化を示す基準は、「財政再生基準」であり、この基準値以上となると財政再生計画の策定義務が生じ、国の強い関与のもとで財政の再生を目指すこととなります。

(2)各指標の概要

ア 実質赤字比率

一般会計等の収支の赤字の大きさを表す実質赤字比率は、収支が黒字であったため、昨年度と同様数値が算定されず、「－」としています。

イ 連結実質赤字比率

一般会計等に、水道事業や中央卸売市場事業などの公営企業会計も加えた連結実質赤字比率も、収支が黒字であったため、昨年度と同様数値が算定されず、「－」としています。

ウ 実質公債費比率

当該年度の公債費負担の大きさを表す実質公債費比率については、昨年度から0.1ポイント増加し、「12.7%」となりました。早期健全化基準である25%のほぼ半分の数値となっています。

全国順位は、数値が低いほうから13番目となっています。

エ 将来負担比率

地方債残高などの負債の大きさを表す将来負担比率については、昨年度から7.6ポイント増加し、「198.5%」となりました。これは、主に分子となる将来負担額のうち、地方債残高が増加したことによります(32ページ参照)。なお、早期健全化基準である400%を大きく下回っています。

全国順位は、数値が低いほうから11番目となっています。

オ 資金不足比率

公営企業会計の資金不足の大きさを表す資金不足比率については、水道事業などの企業会計や中央卸売市場事業などの特別会計のいずれにおいても、資金不足が生じなかったため、昨年度と同様数値が算定されず、「－」としています。

■財政健全化法に基づく健全化判断比率の状況（21年度）

*平成22年9月28日現在

(単位:%)

都道府県名		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	順位 ※低い 順	将来負担比率	順位 ※低い 順
1	北海道	—	—	24.0	47	350.1	46
2	青森県	—	—	17.8	43	228.2	19
3	岩手県	—	—	14.1	21	305.9	45
4	宮城県	—	—	15.0	31	274.3	40
5	秋田県	—	—	13.9	17	259.0	30
6	山形県	—	—	14.3	23	266.3	36
7	福島県	—	—	13.9	17	198.2	10
8	茨城県	—	—	14.5	24	295.9	44
9	栃木県	—	—	12.0	12	171.0	5
10	群馬県	—	—	9.9	3	194.0	8
11	埼玉県	—	—	12.7	13	246.2	25
12	千葉県	—	—	11.4	6	222.0	18
13	東京都	—	—	3.1	1	77.0	1
14	神奈川県	—	—	9.2	2	208.8	14
15	新潟県	—	—	16.8	38	280.3	42
16	富山県	—	—	17.6	41	278.4	41
17	石川県	—	—	15.4	34	263.4	33
18	福井県	—	—	13.9	17	232.6	22
19	山梨県	—	—	14.2	22	246.7	26
20	長野県	—	—	15.6	35	220.8	17
21	岐阜県	—	—	19.1	44	251.8	27
22	静岡県	—	—	13.1	16	262.6	32
23	愛知県	—	—	11.8	11	271.4	38
24	三重県	—	—	12.7	13	198.5	11
25	滋賀県	—	—	14.7	28	261.3	31
26	京都府	—	—	11.7	9	255.7	28
27	大阪府	—	—	17.2	39	289.2	43
28	兵庫県	—	—	20.7	45	366.4	47
29	奈良県	—	—	11.7	9	237.1	23
30	和歌山県	—	—	11.1	4	205.1	13
31	鳥取県	—	—	11.1	4	150.1	3
32	島根県	—	—	17.3	40	213.1	16
33	岡山県	—	—	14.9	30	256.7	29
34	広島県	—	—	15.1	32	268.4	37
35	山口県	—	—	12.9	15	244.5	24
36	徳島県	—	—	20.7	45	272.4	39
37	香川県	—	—	15.1	32	231.0	20
38	愛媛県	—	—	17.6	41	198.8	12
39	高知県	—	—	16.2	37	184.8	6
40	福岡県	—	—	14.7	28	263.8	34
41	佐賀県	—	—	13.9	17	155.3	4
42	長崎県	—	—	11.4	6	197.3	9
43	熊本県	—	—	14.5	24	231.5	21
44	大分県	—	—	14.6	27	211.2	15
45	宮崎県	—	—	14.5	24	185.4	7
46	鹿児島県	—	—	16.0	36	266.0	35
47	沖縄県	—	—	11.4	6	122.7	2
都道府県平均				13.5		235.6	
都道府県平均(東京都除き)				14.6		239.0	

* 都道府県平均は、単純平均

平成21年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率		健全化判断比率	平成21年度決算	早期健全化基準	財政再生基準	実質公債費比率(%)(平成21年度)			
		実質赤字比率	-	3.75	5.00	平成19年度決算	平成20年度決算	平成21年度決算	分母比
都道府県名 三重県		連結実質赤字比率	-	8.75	25.00				
団体名 県分		実質公債費比率	12.7	25.0	35.0				
		将来負担比率	198.5	400.0					
一般会計等	会計名	平成21年度決算	分母比						
	一般会計	1,565,355	0.40						
	母子及び高齢福祉資金貸付事業特別会計	0	-						
	あすなろ学園事業特別会計	89	0.00						
	農業改良資金貸付事業等特別会計	0	-						
	三重県農業改善資金貸付事業特別会計	0	-						
	沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計	0	-						
	中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計	0	-						
	公共用池先行取得事業特別会計	0	-						
	合計(1)	1,565,424							
標準財政規模(2)	401,466,941								
実質赤字比率-(1)/(2)×100	(0.39)								
会計名	平成21年度決算	分母比	資金不足比率						
水道事業会計	13,592,291	3.40							
工業用水道事業会計	14,336,467	3.60							
電気事業会計	2,254,736	0.60							
病院事業会計	1,195,544	0.30							
流域下水道事業特別会計	480,841	0.10							
地方卸売市場事業特別会計	9,101	0.00							
港湾港湾事業特別会計	14,609	0.00							
交通災害共済事業特別会計	0	-							
合計(3)+(4)(5)	33,450,013	8.30							
標準財政規模(2)	401,456,941								
連結実質赤字比率-(5)/(2)×100	(8.33)								
区分	平成19年度決算	平成20年度決算	平成21年度決算	分母比					
元利償還金(公債費充当一般財源等額)(6)	93,862,806	91,701,451	90,620,610	26.2					
満期一括償還地方債に係る年度割相当額(7)	891,667			-					
公営企業債の元利償還金に対する繰入金(8)	4,700,808	4,351,916	3,671,010	1.1					
組合等が起した地方債の元利償還金に対する繰入金等(9)	1,206,104	1,263,558	1,313,743	0.4					
借債実行行為に基づく支出額(公債費に準ずるもの)(10)	2,091,550	5,310,283	4,974,942	1.4					
一時借入金の利子(11)	57,853	103,658	40,171	0.0					
標準財政規模(2)	407,662,458	408,926,566	401,466,941	116.2					
算入公債費等の額(12)	58,798,348	58,878,255	55,825,595	16.2					
(6)～(11)の合計-(12)(13)	44,012,440	43,852,611	44,793,881	13.0					
分母(2)-(12)(14)	348,864,110	350,048,311	345,540,346	100.0					
実質公債費比率(単年度)(13)/(14)×100	12.6	12.5	13.0						
実質公債費比率(3か年平均)	12.6	12.6	12.7						
内訳									
PFI事業に係るもの									
いわゆる五省協定等に係るもの									
国営土地改良事業・森林総合研究所等が行う事業に係るもの		3,366,934	3,124,293	0.9					
地方公務員等共済組合に係るもの	1,215,284	1,074,544	1,015,212	0.3					
社会福祉法人の施設建設費に係るもの				-					
損失補償・債務保証の履行に係るもの				-					
引き受けた債務の履行に係るもの				-					
その他上記に準ずるもの	587,486	683,864	677,893	0.2					
利子補給に係るもの	188,780	184,941	157,544	0.0					
区分	平成21年度決算	分母比							
一般会計等に係る地方債の現在高(15)	1,123,351,988	325.0							
借債実行行為に基づく支出予定額(16)	42,382,708	12.3							
公営企業債等繰入見込額(17)	57,434,142	16.6							
組合等負担等見込額(18)	12,310,973	3.5							
退職手当負担見込額(19)	216,351,111	62.5							
設立法人等の負債額等負担見込額(20)	782,525	0.2							
連結実質赤字額(21)		-							
組合等連結実質赤字額負担見込額(22)		-							
26 将来負担額									
27 充当可能基金(23)	31,116,169	9.0							
充当可能特定繰入(24)	23,234,724	6.7							
標準財政需要額繰入見込額(25)	712,030,779	206.0							
将来負担額(26)	1,452,613,447	420.3							
充当可能財源等(27)	765,381,572	221.7							
標準財政規模(2)	401,466,941	116.2							
算入公債費等の額(12)	55,826,595	16.2							
(26)-(27)(28)	685,231,775	198.5							
分母(2)-(12)(29)	345,640,346	100.0							
将来負担比率(28)/(29)×100	198.5								
内訳									
PFI事業に係るもの									
いわゆる五省協定等に係るもの									
国営土地改良事業に係るもの		10,513,993	3.0						
森林総合研究所等が行う事業に係るもの		19,175,105	5.5						
地方公務員等共済組合に係るもの		5,401,780	1.5						
依拠土地の買い戻しに係るもの		7,229,180	2.1						
社会福祉法人の施設建設費に係るもの			-						
損失補償・債務保証の履行に係るもの			-						
引き受けた債務の履行に係るもの			-						
その他上記に準ずるもの			-						
17 企業債等繰入									
流域下水道事業特別会計	37,245,897	10.8							
病院事業会計	15,441,522	4.8							
水道事業会計	2,843,604	0.8							
地方卸売市場事業特別会計	715,100	0.2							
その他の会計	188,029	0.1							
20 三セク等									
地方道路公社に係る将来負担額									
土地開発公社に係る将来負担額									
その他第三セクター等に係る将来負担額	782,525	0.2							

※早期健全化基準及び財政再生基準は、平成21年度決算の基準である。

(参考) 将来負担比率の内容

将来負担額

下表内 () は H20 年度。【単位：百万円】

地方債 現在高 1,123,352 (1,033,315)	+	債務負担 行為に基 づく支出 予定額 42,383 (47,816)	+	公営企業 繰入見込 額・組合 等負担見 込額 69,745 (71,190)	+	退職手当 負担見込 額 216,351 (226,476)	+	公社、 第三セ クター 等負担 見込額 783 (433)	-	充当可能 基金 31,116 (36,400)	-	充当可能 特定歳入 23,235 (19,999)	-	交付税算 入見込額 712,031 (654,367)
標準財政規模 401,467 (408,927)										元利償還金等に係る交付 税算入額 55,827 (58,886)				

(分子)686,232百万円 / (分母)345,640百万円 = 198.5%
 (昨年度) 【(分子)668,465百万円 / (分母)350,040百万円 = 190.9%】

■ 健全化判断比率及び資金不足比率 用語解説

1 実質赤字比率

一般会計と一部の特別会計（母子及び寡婦福祉資金貸付事業特別会計など）を対象として、毎年度における収支の赤字の大きさを示す指標です。

※ 一般会計と一部の特別会計を合わせた概念を、以下「一般会計等」とします。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

2 連結実質赤字比率

一般会計等に加え、公営企業会計まで（すなわち、全会計）も対象として、毎年度における収支の赤字の大きさを示す指標です。

なお、算定の過程で、全会計の黒字、赤字を足し合わせて、結果として赤字となった場合に、比率が算定されます。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

連結実質赤字額は、全会計の黒字、赤字を足し合わせ、トータルで赤字となった場合に計上。

3 実質公債費比率

当該年度の公債費負担の大きさを示す指標です。その対象は、一般会計等の起債に係る元利償還金のほか、公営企業会計や一部事務組合の起債に係る元利償還金に対する一般会計等の負担などにも広がっています。

※過去3カ年平均で算定します。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{元利償還金等} - (\text{特定財源} + \text{元利償還金等に係る交付税措置額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金等に係る交付税措置額}}$$

・ 地方債の元利償還金
・ 公営企業債の元利償還金に対する一般会計等からの負担 など

国庫支出金など元利償還金等に充当した特定財源

4 将来負担比率

これまでの財政指標には、単年度における支出額の大きさを示すフロー指標しかなかったところですが、負債（地方債残高など）の大きさを示すストック指標として、新たに設けられた指標です。

この指標は、地方公共団体全体の会計に加えて、地方公社、第三セクターの負債までも対象として、将来、一般会計等の負担がどの程度あるかを示すものです。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{特定財源} + \text{地方債現在高に係る交付税措置額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金等に係る交付税措置額}}$$

- ・ 地方債現在高
- ・ 債務負担行為に基づく支出予定額
- ・ 公営企業債の償還に充てるための一般会計等からの負担見込額
- ・ 退職手当負担見込額
- ・ 県が損失補償等を付している出資法人の負債に対する一般会計等の負担見込額 など

- ・ 将来負担額に充当した特定財源
- ・ 将来負担額に充当が可能な基金残高（財政調整基金、県債管理基金 等）

5 資金不足比率

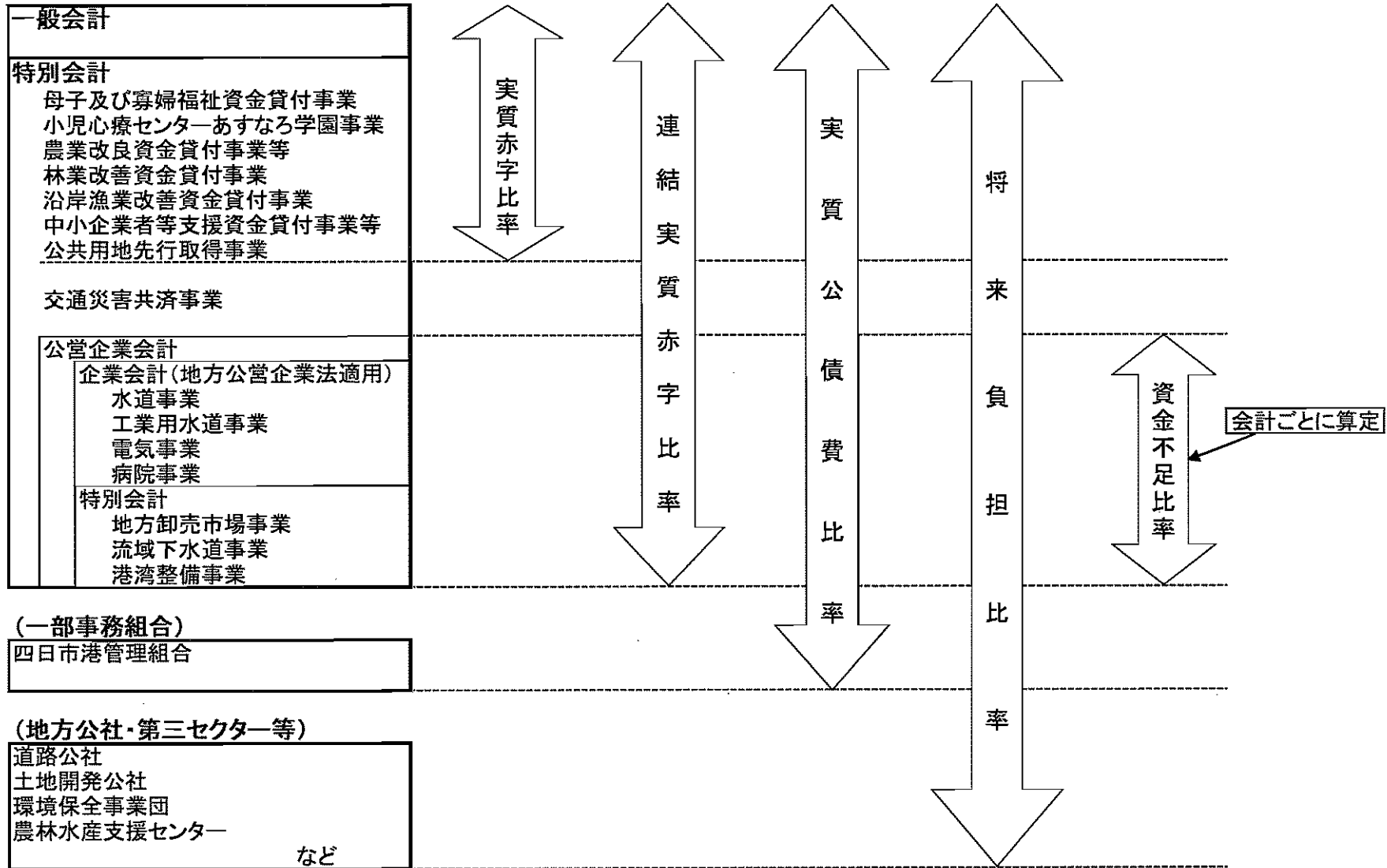
公営企業に係る資金不足の状況を示す指標で、各会計ごとに表します。なお、決算年度の末日において資金不足（資金の赤字）が生じている場合に数値が算定されます。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業規模}}$$

- ・ 企業会計は、「流動負債－流動資産」
- ・ 特別会計は、実質赤字の額

営業収益－受託工事収益（本業の収入規模）

■ 対象会計の範囲（三重県の場合）



2 財政指標の活用による財政状況の把握

(1) 財政指標設定とその目的

平成21年4月、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「地方財政健全化法」という。）」が施行されたことに伴い、地方公共団体は決算に基づく健全化判断比率を算定することとなりました。健全化判断比率は、これまでのフロー指標とともに、ストック指標も法律に位置づけられ、また、地方財政の早期健全化又は再生の必要性を判断するため、その比率を監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告するとともに住民に公表することが義務づけられました。

地方公共団体は、議会や県民等の監視の下に、収支均衡のとれた財政運営を行い、財政の健全性を確保していくことが必要であり、本県の財政状況に関し、議会や県民等の理解を深める一助として、昨年度、県議会からご提言いただきました「財政健全化に向けた提言」のご趣旨を踏まえ、昨年度決算より、本県独自の財政指標を設定しました。

平成21年度決算におきましても、各指標を算定し、以下にお示ししています。

今後とも、これらの財政指標を用いて、本県の財政状況を分かりやすくかつ客観的にお示ししていきます。

(2) 財政状況のチェックの観点

ア 財政収支均衡の観点

財政状況をチェックするには、第一に、財政収支均衡の観点でのチェックが重要です。

地方公共団体が収支均衡した持続可能な財政運営を行っていくには、まずは、弾力的な財政構造を継続することが必要です。このことにより、予期せぬ情勢変化などにも柔軟に対応でき、行政サービスを維持できる財源確保につながります。

このため、財政収支の面で現時点では実質収支がプラスで早期健全化団体に該当しない場合であっても、将来的に実質収支がマイナスに近づきつつあり、リスクが高まっている財政構造なのかをチェックするとともに、予期せぬ情勢変化に対応できる財源が確保されているかどうかを合わせてチェックすることが重要です。

(目指すべき方向)

歳出削減等により財政構造の改善を図ると・・・

⇒ 財政構造の改善傾向が継続すると、経常的な一般財源の余剰幅が継続的に生まれる。

⇒ 一般財源の余剰が継続すると、基金などの将来に向けた財源確保が可能となる。

⇒ 予期せぬ情勢変化にも対応でき、収支均衡の財政運営が可能な状況に近づいていく。

(チェック内容)

① 財政構造が安定的な収支均衡を継続できる状況なのか、収支がマイナスに陥る状況に近づきつつある状況なのか。

② 情勢変化の際の財源不足に柔軟に対応できる財源が確保できているか。

イ 負債(公債費)の大きさの観点

第二に、負債(公債費)の大きさの観点でのチェックが重要です。

「地方財政健全化法」においても、健全化判断比率として、単年度の公債費の大きさである「実質公債費比率(地方債協議制度の中でこれまでも活用)」に加え、実質的な負債等(将来負担)の規模を測るストック指標である「将来負担比率」を規定しています。

これは、国からの交付税措置がなく、県民の負担増につながる負債(公債費)の大きさが、財政構造の硬直化と将来の財政収支のリスクにつながる要素となるからです。このため、単年度の公債費やストック面での負債が大きすぎないかをチェックすることが重要です。

(目指すべき方向)

交付税措置のない地方債発行額を抑制すると・・・

⇒ 単年度の公債費負担の軽減につながるとともに、地方債残高が抑制傾向となる。

⇒ 財政構造の改善が図られる。

⇒ 財政収支の改善につながる。

(チェック内容)

国からの交付税措置がなく、県民の負担増につながる負債（公債費）は大きくないか。

ウ フロー指標とストック指標の活用

第三に、これまでのフロー指標に加え、負債残高などを示すストック指標の活用が重要です。

これまでのフロー指標は、当該年度だけの財政状況しか示すことができず、将来の財政運営上のリスクを把握することができませんでした。このため、負債残高や基金残高などを示すストック指標を活用し、将来的にも財政収支が均衡する状態なのかをチェックすることが重要です。

(3) 具体的な財政指標

ア 財政収支均衡の観点

① 行政サービス経費の財政構造を測る指標

『行政サービス経費硬直度』（フロー指標）

「公債費を除く経常収支比率」で示され、一般財源に占める、義務的・経常的な行政サービスの経費や人件費の経費の割合。

減少傾向であれば収支均衡を継続でき、増加傾向であれば、収支がマイナスに近づきつつある（硬直度が高まる）状況を示しています。人件費や事務事業等の歳出削減を行うと、その成果が、短中期的に財政弾力度の高まりとして指標に現れます。

② 財源確保の状況を測る指標

『財源不足対応度』（ストック指標）

一般財源に占める、財政調整のための基金残高と実質収支の剰余額の割合。

財政調整のための基金や実質収支の剰余額は、翌年度の予算編成の際の財源不足を補う貴重な財源であり、将来的に財源が確保される財政運営が重要です。歳出削減や県税収入等一般財源の増加に伴い、財政構造の改善傾向が継続すると、基金などの財源確保につながるため、中長期的に成果として現れる指標です。

イ 負債（公債費）の大きさの観点

① 実質的に県民が負担する単年度の公債費負担の大きさを測る指標

『県民負担となる単年度公債費比率』（フロー指標）

留保財源に占める、交付税措置のない単年度の公債費の割合。交付税措置のない地方債発行を抑制すると、県債償還期間が10年以上であることから、中長期的に成果として現れる指標です。（留保財源とは、歳入のうち交付税（基準財政収入額）に算入されない財源で、交付税措置のない歳出に充てる財源とされています。）

② 実質的に県民が負担する負債残高の大きさを測る指標

『県民負担となる負債残高等比率』（ストック指標）

「将来負担比率」で示され、一般財源に占める、交付税措置のない負債残高等の割合。交付税措置のない地方債発行を抑制すると、もともとの県債残高の規模が大きいことから、中長期的に成果として現れる指標です。

ウ その他の参考指標

①『プライマリーバランス』（フロー指標）

地方債や基金に過度に頼らず、当該年度の歳入で行政サービスを提供しているかを示す指標。

②『償還可能年限』（ストック指標）

当該年度の償還財源で、現在の負債残高を全て無くすのに要する年限。地方債残高が小さい場合や、償還財源が大きい場合、年限は小さくなる。

(4) 財政運営にあたっての財政指標の活用

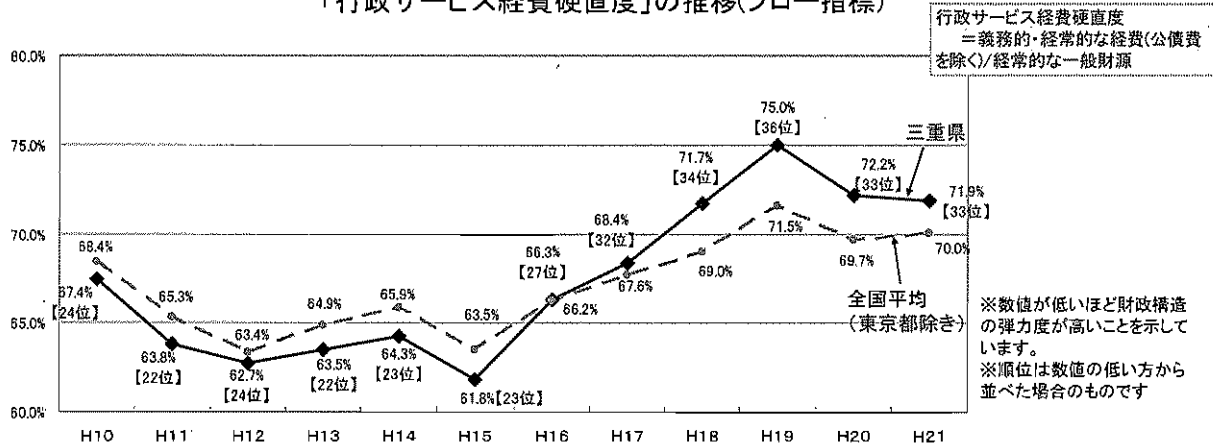
県財政の収支が安定的に均衡し、持続可能な財政運営を可能とするには、地方財政制度に基づく財政運営を行うこと、また、全国自治体の歳入歳出の総計である地方財政計画に沿った財政運営を行うことが重要です。

財政指標が全国自治体と比較し、悪化している指標については、改善の方向に転換するよう財政健全化の取組をすべきであり、また、良好な指標については、全国自治体より悪化しないよう財政運営に留意すべきです。

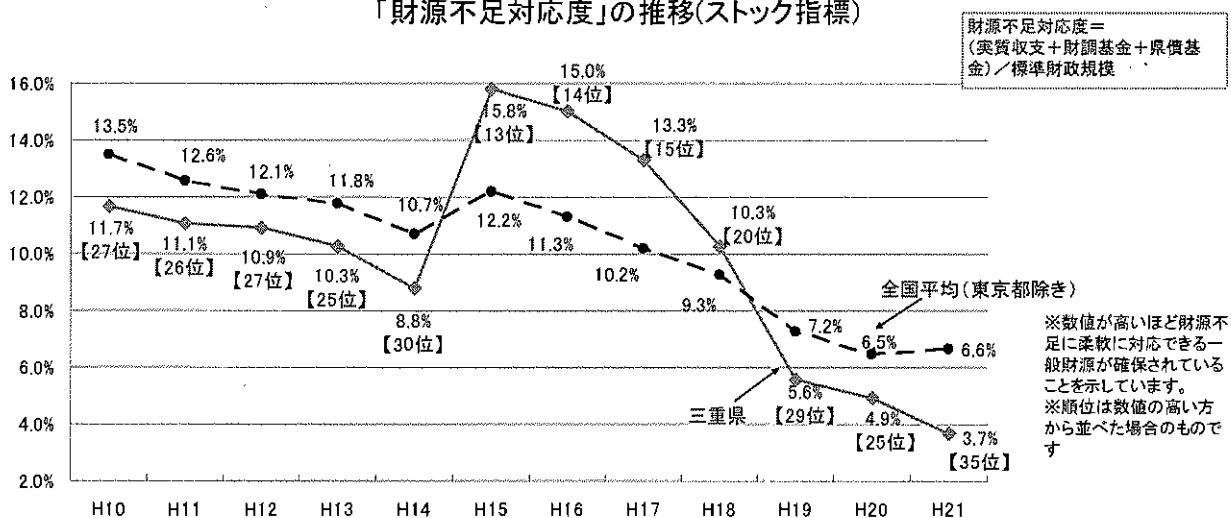
このため、本県の財政指標と全国自治体の財政指標を比較することが重要です。今後、こうした財政指標を活用し、県の財政状況を多面的にチェックし、必要な行政サービスが継続的に行えるよう、引き続き、事務事業の見直し等健全化の取組を行うことで財源を確保するとともに、交付税措置のある有利で真に必要な地方債発行に努めることで将来世代への過度な負担転嫁とならないような財政運営に努めていきます。

財政収支均衡の観点での分析

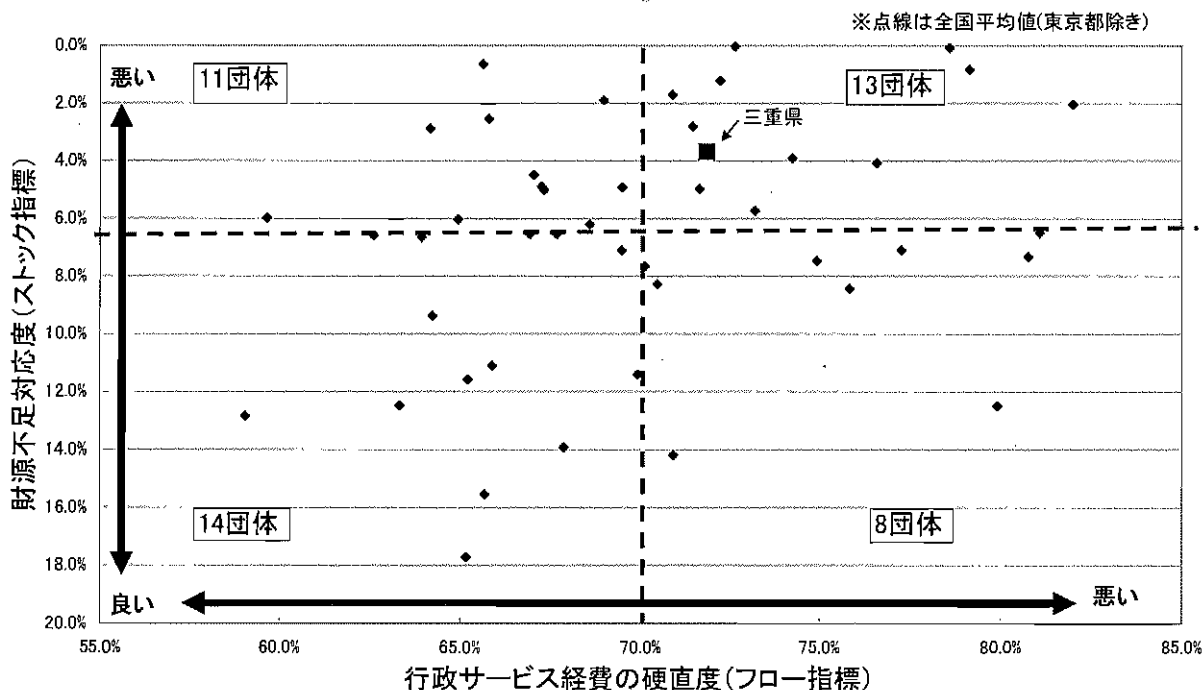
「行政サービス経費硬直性」の推移(フロー指標)



「財源不足対応度」の推移(ストック指標)



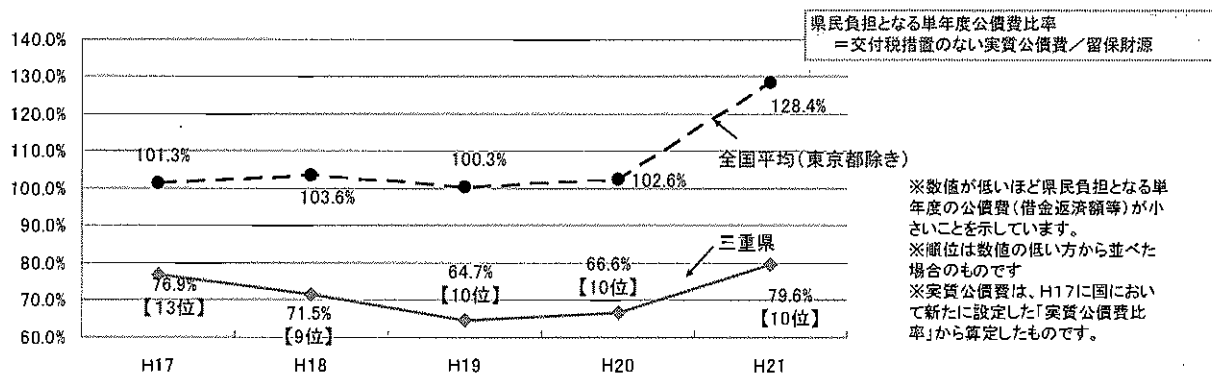
H21 財政収支の状況(フローとストックの両面から見た場合)



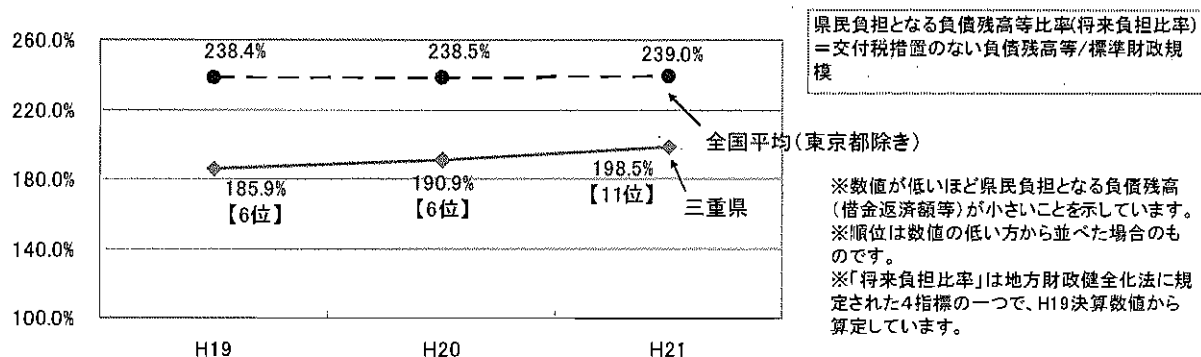
※平成21年度の全国平均値は変動する可能性があります。

負債（公債費）の大きさの観点での分析

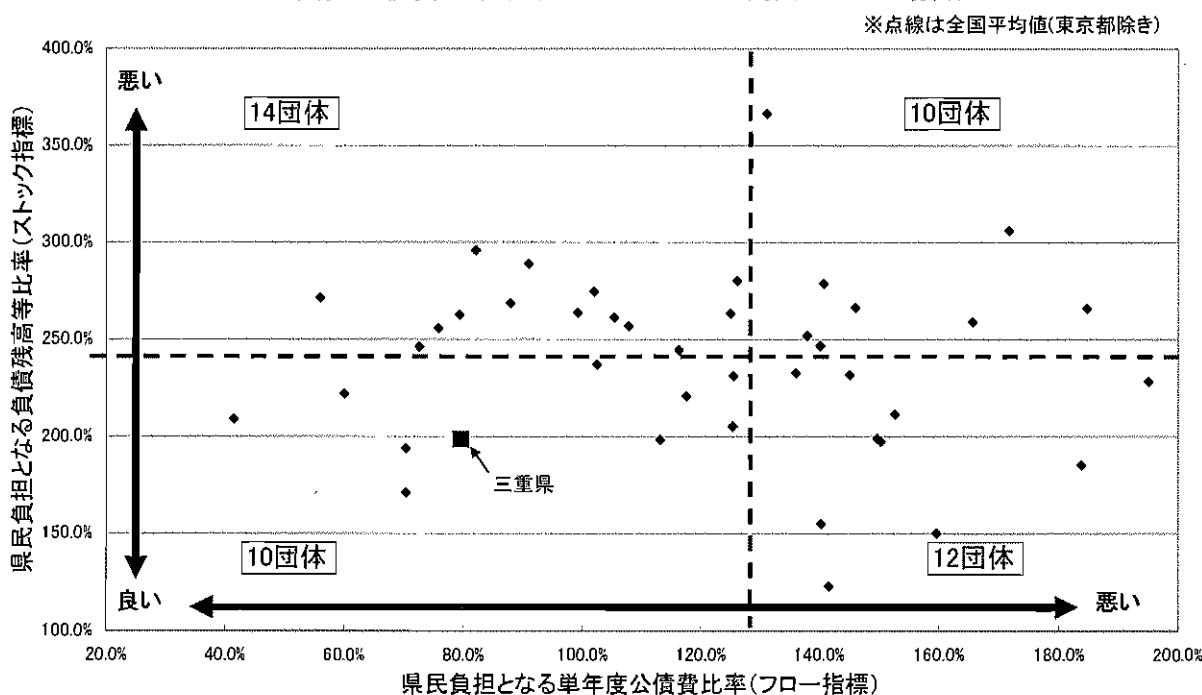
「県民負担となる単年度公債費比率」の推移(フロー指標)



「県民負担となる負債残高等比率」の推移(ストック指標)



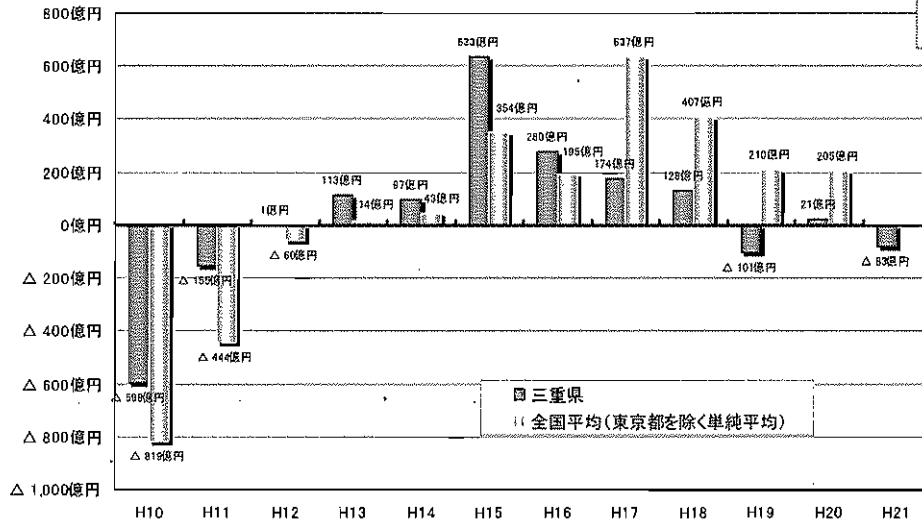
H21 負債(公債費)の状況(フローとストックの両面からみた場合)



※平成20年度の全国平均値は変動する可能性があります。

その他の参考指標

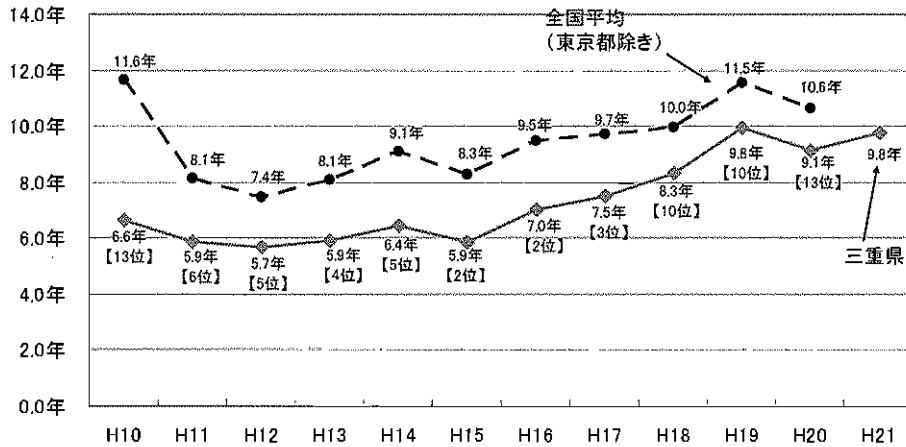
プライマリーバランスの推移(収支の状況)



プライマリーバランス＝
地方債や基金以外の県税などの
当該年度の収入－公債費以外の経
費

※±0で収支均衡を示し、マイ
ナスは地方債や基金に頼った
財政運営を示します。
※臨時財政対策債等の、実質
的に地方交付税と言える地方
債は、地方債に分類せず算定
しています。
※平成21年度の全国平均値は
現時点では、データがないた
め表示していません。

債務償還可能年限の推移(負債償還の負担の大きさ)



債務償還可能年限＝
地方債残高／償還可能財源

※数値が低いほど債務償還
の負担が軽いことを示してい
ます。
※順位は数値の低い方から
並べた場合のもので、
※償還可能財源とは、当該年
度の経常的一般財源収入の
うち公債費に充当できる額で
す。(H21本県の数値は、9.8
年です。全ての地方債を償還可能
財源で償還できる年限は約9
年です。)
※平成21年度の全国平均値
は現時点では、データがない
ため表示していません。